

第 7 3 回 長 崎 県 副 市 長 会 議 及 び
第 9 8 回 長 崎 県 市 長 会 負 担 金 等 適 正 化 委 員 会
会 議 次 第

I 開 会

II 開催市あいさつ

III 会長あいさつ

IV 議長就任

V 議事

1 審 議 事 項

- (1) ながさき移住サポートセンター負担金【見直し】
- (2) (一社) 長崎県保育協会負担金【見直し】
- (3) 長崎県内市町土木設計積算業務協議会負担金【新規】

2 協 議 事 項

- (1) 軽自動車税納税証明書の有効期限の延長について
- (2) 各市からの提出議題について
 - ① 管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）による
高年齢職員の配置について（平戸市提出）
 - ② 子ども福祉医療制度について（佐世保市提出）

3 その他

VI 閉 会

開 催 日	令和 6 年 1 1 月 1 8 日（月） 午後 2 時 0 0 分から
開 催 地	壱岐の島ホール中ホール（壱岐市）

1 審 議 事 項

* * *

負担割合の基本的な考え方について

負担金等適正化委員会は、各種団体、協議会に対する法令に基づかない負担金、会費、分担金等（以下、「負担金等」）の支出を抑制するため設けられており、長崎県内をその範囲とし半数以上の市が関係する各種団体、協議会等への加入又は各種事業への負担の可否及び適正な負担額（率）の決定とその改定などを審議している。

これまでの審議の経過の中で、負担金等について、負担すべき事業の内容、事業総額の妥当性、負担金の必要性などとともに、県と市町、市と町、市間の負担割合について、議論を重ねてきた。

負担割合については、事業内容や受益の範囲等により取扱いが異なっている。また、負担割合の原則について、明確化されたものや慣例により取り扱っているものがあるため、これまでの議論を踏まえ、改めてそれぞれの負担割合について次のとおり整理を行った。

《県：市町》

各種イベントや事業に関する負担金については、原則として、県：市町の負担割合は 1:1 とする。

（ただし、要望活動等を主たる目的として結成する協議会等の負担金については、除く。）

《市：町》

案件ごとに区分していくこととなるが、直近の国勢調査の人口比（R2 市：町＝90:10）を目安とし、市の負担としては 90%以下を基本として検討する。（第 88 回負担金等適正化委員会（H26. 11. 19 開催）での議論を踏まえた整理）

《市間》

市間の負担割合については、均等割と人口割などを組み合わせるが、他に妥当な負担割合がない場合は、均等割：人口割＝30:70 の負担割合とする。

《市間：持ち回り開催》

原則、開催地が 50%負担し、残りを均等割 30%人口割 70%により分担する。
※第 30 回規制委員会（S58. 1 月開催）において、「今後九州大会規模以上の各種大会開催に係る市長会の負担あるいは助成については、特殊なものを除きこの方法による。」

* * *

負担金等審議に係る幹事会の審議結果

○ 負担金等適正化委員会幹事会

- ・日時：令和6年10月25日（金）14時～16時30分
- ・場所：大村市ミライ on 図書館 多目的ホール

項 目			趣 旨	負担割合等	幹事会の審議結果																																									
1	見直し	ながさき移住サポートセンター負担金	ながさき移住サポートセンターの職員は独自の給与規定を設けているものの、県の会計年度任用職員の身分も有していることから同センター理事会の承認を得て令和6年度より勤勉手当を支給し始めたところである。 令和6年度分については、負担金を増額することなく、これまでの繰越金により対応したが、令和7年度以降については財源が担保されていないことから県市町に負担増を求めるもの	(1) 県市町の負担割合、負担額（単位：千円） <table><tr><th></th><th colspan="2">負担割合</th><th>R6 ①</th><th>R7 ②</th><th>増減 ②－①</th></tr><tr><td>長崎県</td><td>1</td><td></td><td>23,950</td><td>25,374</td><td>1,424</td></tr><tr><td>市合計</td><td rowspan="2">1</td><td>9</td><td>21,555</td><td>22,836</td><td>1,281</td></tr><tr><td>町合計</td><td>1</td><td>2,395</td><td>2,538</td><td>143</td></tr><tr><td>合計</td><td></td><td></td><td>47,900</td><td>50,748</td><td>2,848</td></tr></table> (2) 市間の負担割合 <table><tr><th colspan="2">運営費：人件費、委託費</th><th colspan="2">活動費：移住活動経費</th></tr><tr><td>30%</td><td>70%</td><td>30%</td><td>70%</td></tr><tr><td>均等割</td><td>人口割</td><td>均等割</td><td>実績割※</td></tr></table> ※前々年の10月から前年の9月までの移住者数		負担割合		R6 ①	R7 ②	増減 ②－①	長崎県	1		23,950	25,374	1,424	市合計	1	9	21,555	22,836	1,281	町合計	1	2,395	2,538	143	合計			47,900	50,748	2,848	運営費：人件費、委託費		活動費：移住活動経費		30%	70%	30%	70%	均等割	人口割	均等割	実績割※	令和7年度の負担金については了承するものの、次のとおり付帯意見を付す。 ●令和8年度以降のながさき移住サポートセンターの方向性（体制含む）を整理し、改めて令和7年度に負担金等適正化委員会に諮ること。
					負担割合		R6 ①	R7 ②	増減 ②－①																																					
長崎県	1		23,950	25,374	1,424																																									
市合計	1	9	21,555	22,836	1,281																																									
町合計		1	2,395	2,538	143																																									
合計			47,900	50,748	2,848																																									
運営費：人件費、委託費		活動費：移住活動経費																																												
30%	70%	30%	70%																																											
均等割	人口割	均等割	実績割※																																											
2	見直し	(一社)長崎県保育協会負担金	全国保育協議会から（一社）長崎県保育協会の会費に含まれる全国保育協議会分について、1施設あたり2,000円増額になるとの通知があっていることから、へき地を除く公立保育所の施設数に応じて市町に負担を求めるもの	(一社)長崎県保育協会会費 <table><tr><th colspan="2">(単位：円)</th><th>一般</th><th>小規模</th><th>へき地</th></tr><tr><td colspan="5">1 施設会費</td></tr><tr><td></td><td>全国保育協議会</td><td>現行</td><td>5,000⇒増額希望</td><td>7,000</td></tr><tr><td></td><td>長崎県保育協会</td><td>25,000</td><td>12,500</td><td>6,000</td></tr><tr><td colspan="2">計</td><td>30,000⇒32,000</td><td>17,500⇒19,500</td><td>6,000</td></tr><tr><td colspan="2">2 利用定員割会費</td><td colspan="3">施設規模（利用定員10人ごと）またはへき地、小規模による負担</td></tr></table> 1施設あたりの会費は「1施設会費」と「2利用定員割会費」の計により算出し、各市は所在する保育施設等分を負担する。 ※公立施設が負担する部分のみ抜粋	(単位：円)		一般	小規模	へき地	1 施設会費						全国保育協議会	現行	5,000⇒増額希望	7,000		長崎県保育協会	25,000	12,500	6,000	計		30,000⇒32,000	17,500⇒19,500	6,000	2 利用定員割会費		施設規模（利用定員10人ごと）またはへき地、小規模による負担			原案のとおり、負担金等適正化委員会に諮ることです承された。											
				(単位：円)		一般	小規模	へき地																																						
1 施設会費																																														
	全国保育協議会	現行	5,000⇒増額希望	7,000																																										
	長崎県保育協会	25,000	12,500	6,000																																										
計		30,000⇒32,000	17,500⇒19,500	6,000																																										
2 利用定員割会費		施設規模（利用定員10人ごと）またはへき地、小規模による負担																																												
3	新規	長崎県内市町土木設計積算業務協議会負担金	令和5年度まで県内には二つの土木積算システムがあり、使用するシステムごとに協議会が設立され、第1協議会には10市が、第2協議会には4市が加入していた。 令和6年度から第1協議会のシステムの提供がなくなったため、全市が第2協議会のシステムを使用することとなり、協議会も統合されている。 統合された協議会には、県内21市町が加入しており、令和6年度から踏襲した第2協議会の負担金計算方法で負担している。令和7年度以降の負担金についても、令和6年度同様としてよいか確認するもの	<table><tr><th>協議会</th><th>令和5年度以前</th><th>令和6年度以降</th></tr><tr><td>第1</td><td>年会費※1（導入台数割50%、均等割50%）＋単価データ利用料※2（均等割）＋データ整備分担費※3（導入台数割）</td><td rowspan="2">年会費（均等割）＋単価データ利用料（均等割）</td></tr><tr><td>第2</td><td>年会費（均等割）＋単価データ利用料（均等割）</td></tr></table> ※1 年会費：協議会事務局の運営費用 ※2 単価データ利用料：積算の基となる経済調査会及び建設物価調査会の調査結果利用料 ※3 データ整備分担費：毎年改定される積算基準に合わせて、積算システムを改定する費用	協議会	令和5年度以前	令和6年度以降	第1	年会費※1（導入台数割50%、均等割50%）＋単価データ利用料※2（均等割）＋データ整備分担費※3（導入台数割）	年会費（均等割）＋単価データ利用料（均等割）	第2	年会費（均等割）＋単価データ利用料（均等割）	原案のとおり、負担金等適正化委員会に諮ることです承された。																																	
				協議会	令和5年度以前	令和6年度以降																																								
第1	年会費※1（導入台数割50%、均等割50%）＋単価データ利用料※2（均等割）＋データ整備分担費※3（導入台数割）	年会費（均等割）＋単価データ利用料（均等割）																																												
第2	年会費（均等割）＋単価データ利用料（均等割）																																													

* * *

ながさき移住サポートセンター負担金について（概要）

1 負担金名等

ながさき移住サポートセンター負担金

2 目的及び事業（規約【資料 1-2】第 3 条及び第 4 条）

県外から本県への移住を促進し、地域の活性化を図る。

- (1) 移住促進に係る情報発信
- (2) 移住希望者に対する移住相談
- (3) 移住希望者に対する就職支援
- (4) その他センターの目的を達成するために必要な事業

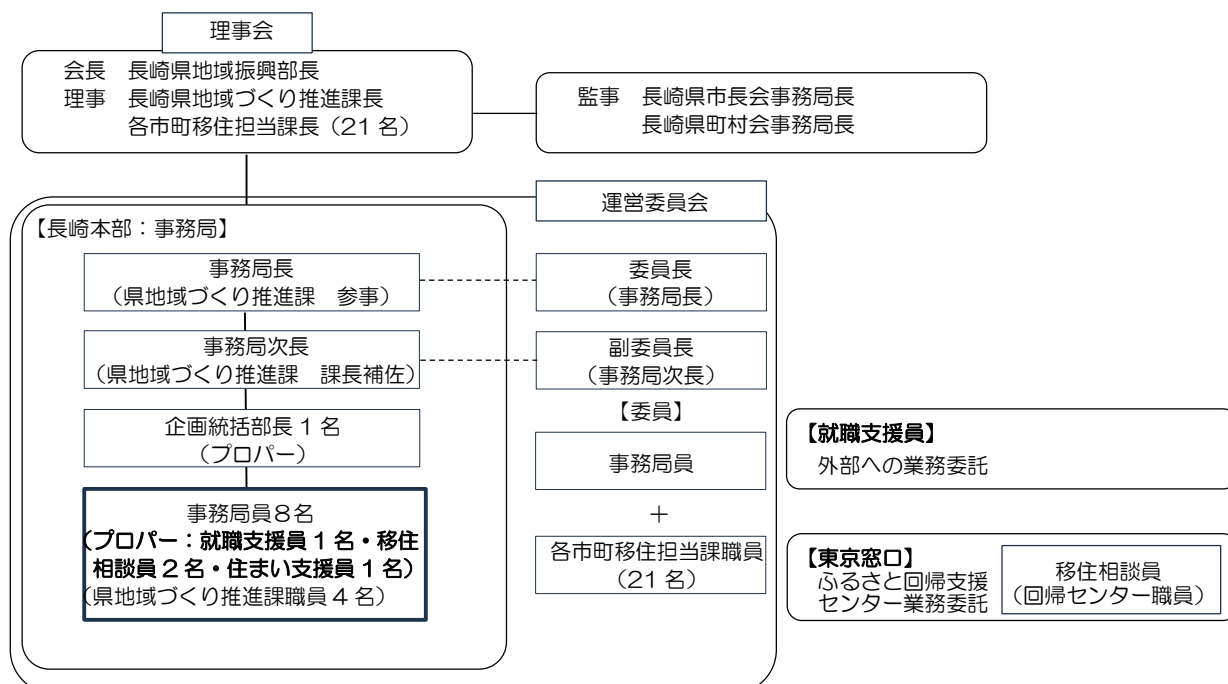
3 移住実績

単位：相談件数（件）、移住者（人）

	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	相談件数	移住者	相談件数	移住者	相談件数	移住者	相談件数	移住者	相談件数	移住者
長崎本部	3,051	359	3,407	353	3,804	435	4,828	430	4,850	579
東京窓口	692	80	500	77	289	21	459	45	512	29
NISC※計	3,743	439	3,907	430	4,093	456	5,287	475	5,362	608
市町計	5,064	1,040	4,653	1,022	5,167	1,284	6,153	1,401	6,060	1,467
県全体計	8,807	1,479	8,560	1,452	9,260	1,740	11,440	1,876	11,422	2,075
NISC 比率	42.5%	29.7%	45.6%	29.6%	44.2%	26.2%	46.2%	25.3%	46.9%	29.3%

※NISC…ながさき移住サポートセンター

4 ながさき移住サポートセンター組織体制



5 令和7年度負担金の増額について

(1) 理由

ながさき移住サポートセンター（以下「NISC という」）の職員は長崎県の会計年度任用職員の身分も有しており、令和6年度より、全国的に会計年度任用職員にも勤勉手当が支給されるようになったことに伴い、勤勉手当について理事会（県内市町の移住担当所属長が理事）に諮ったうえで NISC 独自の給与規定を見直し、令和6年度から勤勉手当の支給を開始している。令和6年度分については負担金の増額をすることなく繰越金で対応したが、令和7年度以降は県市町の負担金を増額のうえ財源として充当したい。

(2) 負担金額の計算方法、各市負担金額

県市町の負担割合、市間の算定方法に変更ないが、(1)の理由により令和7年度負担金の総額が令和6年度より 2,848 千円増加することに伴い、別紙「ながさき移住サポートセンター負担金比較」のとおり、市の負担金総額も増加する。

【参考資料】

- (1) ながさき移住サポートセンターからの依頼文【資料 1-1】
- (2) ながさき移住サポートセンター規約【資料 1-2】
- (3) ながさき移住サポートセンター職員 給与規定【資料 1-3】
- (4) ながさき移住サポートセンター当初予算の推移（R3～R7）【資料 1-4】
- (5) 令和5～7年度人件費積算内訳比較【資料 1-5】
- (6) ながさき移住サポートセンター決算額の推移【資料 1-6】
- (7) 令和7年度事業計画（案）【資料 1-7】

別紙

ながさき移住サポートセンター負担金比較

【単位：千円】

	負担割合		令和6年度 ①	令和7年度 ②	増減 ②－①
長崎県	1		23,950	25,374	1,424
市 合計	1	9	21,555	22,836	1,281
町 合計		1	2,395	2,538	143
合計			47,900※	50,748	2,848

※ 令和7年度の負担金合計金額は端数調整後の金額

【単位：千円】

	令和6年度									令和7年度									増減 ②－①
	人口※1 (人)		移住実績 (人)		負担金 ①	運営費		活動費		人口※1 (人)		移住実績 (人)		負担金 ②	運営費		活動費		
						30%	70%	30%	70%						30%	70%	30%	70%	
			R4.10※2 ～R5.9	割合		均等割	人口割	均等割	実績割	R5.10※2 ～R6.9	割合	均等割	人口割		均等割	実績割			
長崎市	409,118	34.87%	166	41.71%	6,017	373	3,943	125	1,576	409,118	34.87%	178	40.92%	6,330	402	4,257	125	1,546	313
佐世保市	243,223	20.73%	36	9.05%	3,184	373	2,344	125	342	243,223	20.73%	66	15.17%	3,631	402	2,531	125	573	447
島原市	43,338	3.69%	14	3.52%	1,049	373	418	125	133	43,338	3.69%	11	2.53%	1,073	402	451	125	95	24
諫早市	133,852	11.41%	50	12.56%	2,262	373	1,290	125	474	133,852	11.41%	40	9.20%	2,267	402	1,393	125	347	5
大村市	95,397	8.13%	51	12.81%	1,901	373	919	125	484	95,397	8.13%	55	12.64%	1,997	402	993	125	477	96
平戸市	29,365	2.50%	12	3.02%	895	373	283	125	114	29,365	2.50%	4	0.92%	868	402	306	125	35	▲27
松浦市	21,271	1.81%	1	0.25%	712	373	205	125	9	21,271	1.81%	3	0.69%	774	402	221	125	26	62
対馬市	28,502	2.43%	15	3.77%	915	373	275	125	142	28,502	2.43%	11	2.53%	919	402	297	125	95	4
吉崎市	24,948	2.13%	14	3.52%	871	373	240	125	133	24,948	2.13%	16	3.68%	926	402	260	125	139	55
五島市	34,391	2.93%	7	1.76%	895	373	331	125	66	34,391	2.93%	25	5.75%	1,102	402	358	125	217	207
西海市	26,275	2.24%	18	4.52%	922	373	253	125	171	26,275	2.24%	9	2.07%	878	402	273	125	78	▲44
雲仙市	41,096	3.50%	7	1.76%	960	373	396	125	66	41,096	3.50%	10	2.30%	1,042	402	428	125	87	82
南島原市	42,330	3.61%	7	1.76%	972	373	408	125	66	42,330	3.61%	7	1.61%	1,029	402	441	125	61	57
市 合計	1,173,106	100%	398	100%	21,555	4,849	11,305	1,625	3,776	1,173,106	100%	435	100%	22,836	5,226	12,209	1,625	3,776	1,281

※1：人口は令和2年国勢調査人口（確定値）による。

※2：前々年の10月から前年の9月までの移住者数（最新の数値が確定していないため、いずれも同じ数値を使用）

長崎県市長会 会長 古川 隆三郎 様

ながさき移住サポートセンター

会長 小川 雅純

ながさき移住サポートセンターにかかる負担金について（依頼）

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素より、本県の移住促進につきまして格別のご支援とご理解を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本県においては、地方創生の下、地域間競争を勝ち抜くため、平成28年度に、県と市町が共同で運営する「ながさき移住サポートセンター」を設置し、これまでに、本県への移住者の受入促進に取り組んでまいりました。

つきましては、本センターが今後も、事業推進できますよう、大変厳しい財政状況の中ではありますが、引続き各団体におかれましては、下記のとおりご負担いただきますようお願いいたします。

記

1 令和7年度における市の負担額 別紙のとおり

2 変更理由 別紙のとおり

担 当：地域づくり推進課UIターン・関係人口班 鈴木
T E L：095-895-2242
F A X：095-895-2559
E-mail：shiro-suzuki@pref.nagasaki.lg.jp

令和7年度 負担金額（試算）

◆ながさき移住サポートセンター

①設置：平成28年度

②運営：県と市町で共同運営

③予算：県と市町の割合 1：1 市、町の負担割合 9：1

＜移住者実績：県全体（＝NISC分＋市町分）＞ 単位：人

H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
454	782	1,121	1,479	1,452	1,740	1,876	2,075

1. 市長会の負担金の算出方法

市負担額のうち、運営費については、均等割（30%）、人口割（70%）により、活動費については、均等割（30%）、実績割（70%）により各市負担金を算出する。

				(R6予算)	増減額
事業費総額 ①	50,747	千円	(47,900)	2,847	
うち協働運営事業費 ②	50,747	千円	(47,900)	2,847	
（運営費 ③）	38,744	千円	(35,897)	2,847	
（活動費 ④）	12,003	千円	(12,003)	0	
県負担額：②×1/2	25,374	千円	(23,950)	1,424	
市町負担額⑤：②×1/2	25,374	千円	(23,950)	1,424	
うち市負担額：⑤×0.9	22,836	千円	(21,555)	1,281	
うち運営費分：③×1/2×0.9	17,435	千円	(16,154)	1,281	
うち活動費分：④×1/2×0.9	5,401	千円	(5,401)	0	

運営費	
各市均等割額	402千円
各市人口割額	※各市人口による

活動費	
各市均等割額	125千円
各市人口割額	※各市実績による

（各市負担金）

（単位：千円）

市名	人口※ ¹ (人)	実績(人)		令和7年度負担金試算（R5.10～R6.9実績）						参考		
		R5.10※ ² ～R6.9	<参考> R4.10 ～R5.9	運営費			活動費			合計	R6	増減 (R7-R6)
				均等割	人口割	計	均等割	実績割	計			
長崎	409,118	178	166	402	4,257	4,659	125	1,546	1,671	6,330	6,017	313
佐世保	243,223	66	36	402	2,531	2,933	125	573	698	3,631	3,184	447
島原	43,338	11	14	402	451	853	125	95	220	1,073	1,049	24
諫早	133,852	40	50	402	1,393	1,795	125	347	472	2,267	2,262	5
大村	95,397	55	51	402	993	1,395	125	477	602	1,997	1,901	96
平戸	29,365	4	12	402	306	708	125	35	160	868	895	▲ 27
松浦	21,271	3	1	402	221	623	125	26	151	774	712	62
対馬	28,502	11	15	402	297	699	125	95	220	919	915	4
壱岐	24,948	16	14	402	260	662	125	139	264	926	871	55
五島	34,391	25	7	402	358	760	125	217	342	1,102	895	207
西海	26,275	9	18	402	273	675	125	78	203	878	922	▲ 44
雲仙	41,096	10	7	402	428	830	125	87	212	1,042	960	82
南島原	42,330	7	7	402	441	843	125	61	186	1,029	972	57
13市計	1,173,106	435	398	5,226	12,209	17,435	1,625	3,776	5,401	22,836	21,555	1,281
割合				29.97%	70.03%		30.09%	69.91%				

※1：人口は令和2年国勢調査人口（確定値）による。

※2：実績は令和5年10月から令和6年9月までの移住者数

2. 町村会の負担金の算出方法

町負担額（2,538千円）を均等割りにより各町負担金を算出する。

ながさき移住サポートセンター負担金の変更について

1. ながさき移住サポートセンター

- ① 設置：平成28年度
- ② 運営：県と市町で共同運営
- ③ 予算：R6予算額：50,660千円
 県と市町の割合 1：1 市、町の負担割合 9：1
- ④ 体制（基本的な勤務時間：週35時間）

年度	人数				長崎本部の人員数	東京窓口
	長崎本部	東京窓口 (業務委託)	県職員	計		
R6	6	1	6	13	企画統括部長1、就職支援員1、住まい支援員1、移住相談員2 ※別途、就職支援員外部委託1あり	移住相談員1
R5	6	1	6	13	企画統括部長1、就職支援員1、住まい支援員1、移住相談員2 ※別途、就職支援員外部委託1あり	移住相談員1
R4	6	1	6	13	企画統括部長1、就職支援員1、移住相談員2、事務職員1 ※別途、就職支援員外部委託1あり	移住相談員1
R3	6	1	6	13	企画統括部長1、就職支援員2、移住相談員2、事務職員1	移住相談員1
R2	5	1	6	12	事業推進部長1、就職支援員2、移住相談員1、事務職員1	移住相談員1
R元	5	1	6	12	事業推進部長1、就職支援員2、移住相談員1、事務職員1	移住相談員1

⑤ 移住者実績

	令和5年度		令和4年度		令和3年度		令和2年度		令和元年度	
	相談件数 (件)	移住者 (人)	相談件数 (件)	移住者 (人)	相談件数 (件)	移住者 (人)	相談件数 (件)	移住者 (人)	相談件数 (件)	移住者 (人)
長崎本部	4,850	579	4,828	430	3,804	435	3,407	353	3,051	359
東京窓口	512	29	459	45	289	21	500	77	692	80
NISC 計	5,362	608	5,287	475	4,093	456	3,907	430	3,743	439
県全体計	11,422	2,075	11,440	1,876	9,260	1,740	8,560	1,452	8,807	1,479
Nisc 比率	46.9%	29.3%	46.2%	25.3%	44.2%	26.2%	45.6%	29.6%	42.5%	29.7%

※移住者数（全体）＝県（サポートセンター等）＋市町の相談窓口等を介して移住した人数

2. 負担金の増額の依頼

◆増額の理由：同センター職員 給与規程の改定（令和6年度勤勉手当の新設）

令和6年4月から、同センターの給与規程において、勤勉手当の支給について定めており支給を開始している。令和6年度の財源については、下記の事情により、前年度からの繰越金で対応したところであるが、令和7年度以降については、県、市町による負担金を財源として充当させていただきたい。

第1回幹事会においては、勤勉手当の支給とともに、期末手当の支給月数の改定についても、変更（増額）理由として挙げていましたが、同センターにおいては、年度ごとに、独自の基準を用いて職員の月額給与改定を行っていることなどを考慮し、期末手当の支給月数については、今回変更せず、新設された勤勉手当のみとしたい。

（対応の経過等）

- ・令和6年度から、地方自治法の改正により、会計年度任用職員に対して勤勉手当が新設され、支給すべきものとされた。【別添1】
- ・県においては、令和5年11月定例県議会で条例改正案が可決され、令和6年度から会計年度任用職員についても勤勉手当を支給している。
- ・ただ、同センター職員の勤勉手当については、本来であれば、令和6年度の各市町の当初予算において措置すべく、市町への負担金増額の審議依頼を行うべきところであったが、上記条例の可決時点で次年度負担金に係る審議が終了していた。
- ・このため、令和6年度の市町分の勤勉手当の財源については、同センター理事会了承のもと、前年度からの繰越金を財源として対応することとし、勤勉手当の支給にかかる給与規程の改正を行った。

◆支給する理由

- ・同センター職員は、長崎県会計年度任用職員（A）ながさき移住サポートセンター職員という身分（B）を有している。

＜Aの身分としての支給理由＞

地方自治法改正に伴う、同センター給与規程の改正

＜Bの身分としての支給理由＞

同一労働同一賃金ガイドラインを踏まえた支給【別添2，別添3】

※なお、同センター職員については、人事評価（面談、評価等）についても、県の会計年度任用職員と同様に実施している。

地方自治法の一部を改正する法律（会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給関係）
の運用について（通知）（令和 5 年 6 月 9 日付、総行給第 29 号、総行女第 12 号）
【抜粋】

各都道府県知事
各政令指定都市市長 殿
各人事委員会委員長

総務省自治行政局公務員部長
（公印省略）

地方自治法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 19 号。以下「改正法」という。）の公布については、令和 5 年 5 月 8 日付総行行第 191 号・総行給第 23 号総務大臣通知（以下「公布通知」という。）によりお知らせしたところですが、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給にあたっては、公布通知により通知した事項のほか、下記の特に関連に当たって留意すべき事項を踏まえ、改正法の施行に遺漏のないよう必要な対応を図っていただくようお願いします。（以下、略）

記

第 1 改正法の趣旨等

1 改正法の趣旨

平成 29 年の地方公務員法及び地方自治法の改正により、新たに会計年度任用職員制度が創設され、期末手当の支給が可能となった一方で、勤勉手当の支給については、勤勉手当の支給実績が広がっていない国の非常勤職員の取扱いとの均衡や各地方公共団体における期末手当の定着状況等を踏まえた上での検討課題とされた。

その後、国の非常勤職員においては、令和 3 年度までの間に、対象となる職員に勤勉手当が支給されていること、また、会計年度任用職員に対する期末手当の支給が定着したことを踏まえ、国の非常勤職員の取扱いとの均衡及び適正な処遇の確保の観点から、パートタイムの会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給を可能とするものであること。

また、改正法は、令和 6 年 4 月 1 日から施行されるものであること。

2 会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給

パートタイムの会計年度任用職員については、令和 6 年度から、対象となる職員に、勤勉手当を適切に支給すべきものであること。（以下、略）

第2 会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給にあたっての基本的な考え方

会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給にあたっての期間率や成績率の取扱い等、具体的な支給方法については、常勤職員の取扱いとの権衡を踏まえて定める必要があり、成績率については、人事評価の結果を適切に反映する必要があること。

また、単に財政上の制約のみを理由として勤勉手当の支給について抑制を図ることや、新たに勤勉手当を支給する一方で給料、報酬や期末手当について抑制を図ることは、改正法の趣旨に沿わないものであること。(以下、略)

◆総務省

会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル（第2版）【抜粋】

【期末手当・勤勉手当】

問14-1 地方自治法において、会計年度任用職員に対し、期末手当又は勤勉手当を「支給することができる」となっているが、これは任期が相当長期にわたらない場合など一部の会計年度任用職員を対象外とする余地を残したものにすぎず、仮に期末手当・勤勉手当を支給しないこととしたり、期末手当又は勤勉手当のいずれかのみを支給することとしたりした場合、地方自治法又は地方公務員法に反するという理解でよい。

○ 会計年度任用職員に期末手当・勤勉手当を支給しないことが、地方自治法に反すると解されるものではないが、臨時・非常勤職員の適正な任用・勤務条件を確保するという平成29年改正法及び令和5年改正法の趣旨や、地方公務員法に定める情勢適応の原則や均衡の原則から、以下の国家公務員や民間の労働者をとりまく情勢を踏まえれば、一定の会計年度任用職員に対し、期末手当と勤勉手当のいずれも支給することが基本となるものである。

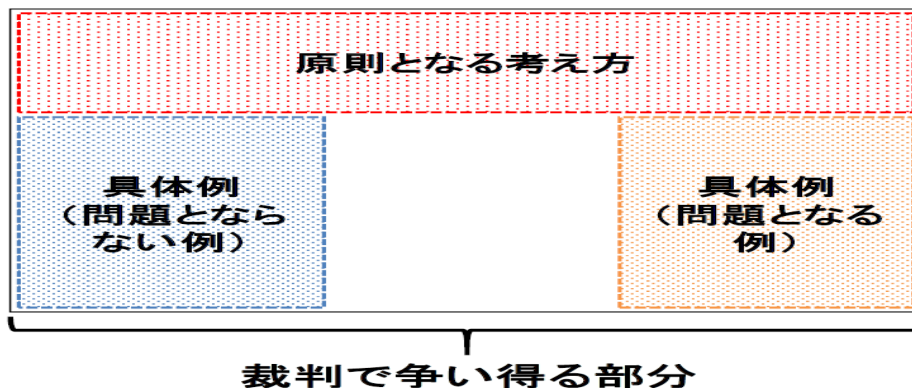
- ・ 国家公務員の非常勤職員のうち、委員、顧問、参与等以外の非常勤職員については、任期が相当長期にわたる者に対し、期末手当・勤勉手当に相当する給与を支給するよう努めることとされ（一般職の職員の給与に関する法律第22条第2項の非常勤職員に対する給与について（平成20年8月26日給実甲第1064号））、これを踏まえた各府省等間の当面の運用に係る申合せ（国家公務員の非常勤職員の給与に係る当面の取扱いについて（平成29年5月24日人事管理運営協議会幹事会申合せ））においても、「支給するものとする」とされていること
- ・ 民間の労働者に係る賞与についても、平成30年12月に取りまとめられた「同一労働同一賃金ガイドライン」において、「通常の労働者には職務の内容や会社の業績等への貢献等にかかわらず全員に何らかの賞与を支給しているが、短時間・有期雇用労働者には支給していない」ことは「問題となる事例」とされていること

○ なお、地方自治法上は期末手当「又は」勤勉手当を支給できるとされているが、これは手当の性質上、ごく限られた場合（※）に、期末手当のみが支給される職員も生じうることから、法制上、このように規定したものである。

（※）常勤職員については、公務上又は通勤による災害以外による病気休職中の職員等に対しては、期末手当は支給されるが、勤勉手当は支給されないこととなっている。

同一労働同一賃金ガイドライン(H30.12.28の抜粋)

ガイドラインの構造



◆短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針

第2 基本的な考え方

この指針は、通常の労働者と短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者との間に待遇の相違が存在する場合に、いかなる待遇の相違が不合理と認められるものであり、いかなる待遇の相違が不合理と認められるものでないのか等の原則となる考え方及び具体例を示したものである。事業主が、第3から第5までに記載された原則となる考え方等に反した場合、当該待遇の相違が不合理と認められる等の可能性がある。（以下、略）

2 賞与

（問題となる例）

イ 賞与について、会社の業績等への労働者の貢献に応じて支給しているA社において、通常の労働者であるXと同一の会社の業績等への貢献がある有期雇用労働者であるYに対し、Xと同一の賞与を支給していない。

総務省がQAに引用している部分

ロ 賞与について、会社の業績等への労働者の貢献に応じて支給しているA社においては、通常の労働者には職務の内容や会社の業績等への貢献等にかかわらず全員に何らかの賞与を支給しているが、短時間・有期雇用労働者には支給していない。

ながさき移住サポートセンター規約

(名称)

第1条 本センターは、ながさき移住サポートセンター（以下「センター」という。）と称する。

(事務所)

第2条 センターは、主たる事務所を長崎県長崎市に、従たる事務所を東京都千代田区に置く。

(目的)

第3条 センターは、県外から本県への移住を促進し、地域の活性化を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 センターは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 移住促進に係る情報発信
- (2) 移住希望者に対する移住相談
- (3) 移住希望者に対する就職支援
- (4) その他センターの目的を達成するために必要な事業

(役員)

第5条 センターに、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 理事 30名以内
- (3) 監事 2名

(役員を選出)

第6条 会長は、長崎県移住担当部長の職にある者をもって充てる。

2 理事は、長崎県移住担当課長及び市町移住担当課長の職にある者をもって充てる。

3 監事は、長崎県市長会事務局長及び長崎県町村会事務局長の職にある者をもって充てる。

(役員の職務)

第7条 役員の職務については、次のとおりとする。

- (1) 会長は、センターを代表して会務を総括する。
- (2) 会長に事故があるときは、理事のうち、会長があらかじめ指定した者がその職務を代行する。

(3) 理事は、理事会を構成し、センターの運営にあたる。

(4) 監事は、センターの会計を監査する。

(権能)

第8条 理事会は、予算、事業計画の決定、決算その他センターの重要な事項を審議決定する。

(理事会)

第9条 理事会は、必要に応じて会長が招集し、議長は会長がこれに当たる。

2 理事会は、理事及びその委任を受けた者の2分1以上の出席により成立するものとする。

3 議事は、理事及びその委任を受けた者の出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

4 理事会は、必要に応じ関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

5 会長は、やむを得ない理由がある場合には、理事に対し、書面をもって賛否を求め、理事会の議決にかえることができる。

(事務局)

第10条 センターの事業を実施するために事務局を設置する。

2 事務局に次の職員を置くことができる。

(1) 事務局長

(2) 事務局次長

(3) 事務局員

3 県の移住担当課の職員は、センターの業務を兼務することができる。

4 事務局職員は、会長が任命する。

5 事務局に関する規定は、別に定める。

(会計)

第11条 センターの経費は、県及び市町の負担金その他の収入をもって財源とする。

2 センターの会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(雑則)

第12条 この規約に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、理事会に諮って会長が定める。

附 則

この規約は、平成28年4月4日から施行する。

資料1-3

ながさき移住サポートセンター職員 給与規程

(目的)

- 1 この規程は、ながさき移住サポートセンター就業規程（以下「規程」という。）第20条の規定に基づき、要綱第2に規定する職員の給与に関し、必要な事項を定める。

(給与)

- 2 職員の給与は、月額給与のほか、通勤手当、期末手当及び勤勉手当をいう。

- 3 月額給与は、役職ならびに業務により、別に定める額を基準とする。

(給与の支払)

- 4 給与の計算期間は、月の1日から末日までとする。

- 5 給与の支払日は、長崎県職員一般職の職員の例による。

(給与の日割り計算)

- 6 採用または退職により、1月に満たない月がある場合は日割り計算による。

$$\text{給与の月額} \times \frac{\text{現に勤務した日数}}{\text{勤務日として指定された全日数}}$$

(給与の増額及び減額)

- 7 職員が、勤務時間が割り振られた時間を超えて勤務した時または勤務時間が割り振られた時間中に勤務しないときは、勤務した1時間または勤務しない1時間について、1時間当たりの給与額の増額・減額を行う。

なお、増額すべき時間に1時間未満の端数が出た場合30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨て、減額すべき時間に1時間未満の端数が出た場合は、その端数は切り捨てるものとする。

$$1 \text{ 時間当たりの給与額} = \frac{\text{給与月額} \times 12 \text{ 月}}{1 \text{ 週間の勤務時間} \times 52 \text{ 週}}$$

(通勤手当)

- 8 通勤に要する交通費は、長崎県職員一般職の例によるものとし、東京窓口職員については、月額2万円を限度とする。

(期末手当)

- 9 期末手当は、6月1日または12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（企画統括部長、就職支援員、移住相談員、住まい支援員）に対して、基準日の

属する月に会長が定める日に支給する。

- 10 期末手当の額は、第3に定める給与の月額に、それぞれ6月に支給する場合においては100分の87、12月に支給する場合においては100分の87を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6か月 100分の100
- (2) 5か月以上6か月未満 100分の80
- (3) 3か月以上5か月未満 100分の60
- (4) 3か月未満 100分の30

(勤勉手当)

- 11 勤勉手当は、6月1日または12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（企画統括部長、就職支援員、移住相談員、住まい支援員）に対して、基準日の属する月に会長が定める日に支給する。

- 12 勤勉手当の額は、第3に定める給与の月額に、それぞれ6月に支給する場合においては1,000分の1,025、12月に支給する場合においては1,000分の1,025を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6か月 100分の100
- (2) 5か月15日以上6か月未満 100分の95
- (3) 5か月以上5か月15日未満 100分の90
- (4) 4か月15日以上5か月未満 100分の80
- (5) 4か月以上4か月15日未満 100分の70
- (6) 3か月15日以上4か月未満 100分の60
- (7) 3か月以上3か月15日未満 100分の50
- (8) 2か月15日以上3か月未満 100分の40
- (9) 2か月以上2か月15日未満 100分の30
- (10) 1か月15日以上2か月未満 100分の20
- (11) 1か月以上1か月15日未満 100分の15
- (12) 15日以上1か月未満 100分の10
- (13) 15日未満 100分の5

- 13 企画統括部長については、第3に定める給与の月額に、職制等を考慮して100分の5の割合を乗じて得た額を加算した額を期末手当基礎額とする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。
この規程は、平成31年4月1日から施行する。
この規程は、令和3年6月24日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。
 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
 この規定は、令和5年11月1日から施行する。
この規定は、令和6年4月1日から施行する。

別 表

令和6年度月額給与額

(長崎本部)

役職・職名	月額給与額
企画統括部長	362,000円
就職支援員	268,000円
就職支援員（2年目）	253,000円
就職支援員（1年目）	250,000円
移住相談員	205,000円
移住相談員（1年目）	200,000円
住まい支援員	121,000円

ながさき移住サポートセンター 当初予算の推移 (R3～R7)

収入

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度※1
県負担金	21,550,000	23,950,000	23,950,000	23,950,000	25,374,000
市負担金	19,395,000	21,555,000	21,555,000	21,555,000	22,836,000
町負担金	2,155,000	2,395,000	2,395,000	2,395,000	2,538,000
前年度繰越金				2,760,000	※2
合計	43,100,000	47,900,000	47,900,000	50,660,000	50,748,000

※1 令和7年度収入は負担金審議が原案通りとなった場合を想定

※2 令和7年度の負担金合計金額は端数調整後の金額

支出

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度※
運 営 費	30,546,000	34,247,000	34,247,000	38,657,000	38,744,000
職員給与費	19,426,000	20,403,000	20,378,000	23,746,000	23,833,000
東京窓口運営費	10,419,000	10,985,000	11,041,000	12,094,000	12,094,000
その他経費	701,000	2,859,000	2,828,000	2,817,000	2,817,000
活動経費	12,554,000	13,653,000	13,653,000	12,003,000	12,003,000
移住相談会等経費	4,524,000	5,620,000	5,778,000	5,299,000	5,299,000
他団体主催イベント経費	1,045,000	1,031,000	1,031,000	527,000	527,000
広報・情報発信経費	1,948,000	1,114,000	1,114,000	3,622,000	3,622,000
ながさき移住倶楽部運営経費	250,000	50,000	50,000	0	0
市町支援・官民連携促進に要する経費	1,280,000	1,149,000	969,000	360,000	360,000
オンライン相談会経費	1,037,000	0	0	0	0
その他活動経費	2,470,000	4,689,000	4,711,000	2,195,000	2,195,000
合計	43,100,000	47,900,000	47,900,000	50,660,000	50,747,000

※ 令和7年度支出は負担金審議が原案通りとなった場合を想定

資料1-5

令和5～7年度人件費積算内訳比較

	R5予算				R6予算				R7当初				増減額 ②－①
	単価	回・月	人・件	R5予算①	単価	回・月	人・件	R6予算	単価	回・月	人・件	R6予算②	
給与				13,944,000				13,932,000				13,872,000	▲ 72,000
企画統括部長	358,000	12	1	4,296,000	362,000	12	1	4,344,000	362,000	12	1	4,344,000	
就職支援員	268,000	12	1	3,216,000	268,000	12	1	3,216,000	268,000	12	1	3,216,000	
移住相談員	203,000	12	1	2,436,000	205,000	12	1	2,460,000	205,000	12	1	2,460,000	
移住相談員	203,000	12	1	2,436,000	205,000	12	1	2,460,000	200,000	12	1	2,400,000	
住まい支援員	130,000	12	1	1,560,000	121,000	12	1	1,452,000	121,000	12	1	1,452,000	
通勤手当				547,200				559,200				724,800	177,600
企画統括部長	5,700	12	1	68,400	5,700	12	1	68,400	5,700	12	1	68,400	
就職支援員	18,900	12	1	226,800	18,900	12	1	226,800	18,900	12	1	226,800	
移住相談員	7,000	12	1	84,000	7,000	12	1	84,000	7,000	12	1	84,000	
移住相談員	7,000	12	1	84,000	7,000	12	1	84,000	20,800	12	1	249,600	
住まい支援員	7,000	12	1	84,000	8,000	12	1	96,000	8,000	12	1	96,000	
期末手当				2,007,826				2,051,634				2,042,934	35,108
企画統括部長	358,000	1.74	1	654,066	362,000	1.74	1.05	661,374	362,000	1.74	1.05	661,374	
就職支援員	268,000	1.74	1	466,320	268,000	1.74	1	466,320	268,000	1.74	1	466,320	
移住相談員	203,000	1.74	1	353,220	205,000	1.74	1	356,700	205,000	1.74	1	356,700	
移住相談員	203,000	1.74	1	353,220	205,000	1.74	1	356,700	200,000	1.74	1	348,000	
住まい支援員	130,000	1.74	1	181,000	121,000	1.74	1	210,540	121,000	1.74	1	210,540	
勤勉手当				0				2,380,050				2,369,800	2,369,800
企画統括部長					362,000	2.05	1	742,100	362,000	2.05	1	742,100	
就職支援員					268,000	2.05	1	549,400	268,000	2.05	1	549,400	
移住相談員					205,000	2.05	1	420,250	205,000	2.05	1	420,250	
移住相談員					205,000	2.05	1	420,250	200,000	2.05	1	410,000	
住まい支援員					121,000	2.05	1	248,050	121,000	2.05	1	248,050	
社会保険料等				2,421,000				3,365,000				3,365,000	944,000
社会保険料（5人分）	2,161,000	1	1	2,161,000	3,010,000	1	1	3,010,000	3,010,000	1	1	3,010,000	
労働保険料（5人分）	260,000	1	1	260,000	355,000	1	1	355,000	355,000	1	1	355,000	
就職支援業務委託				1,458,000				1,458,000				1,458,000	0
合 計				20,378,026				23,745,884				23,832,534	3,454,508

ながさき移住サポートセンター 決算額の推移 (R3～R5)

収入

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
県負担金	21,550,000	23,950,000	23,950,000
市負担金	19,395,000	21,555,000	21,555,000
町負担金	2,155,000	2,395,000	2,395,000
雑収入	193	232	239
前年度繰越金	312,703	1,235,426	1,874,114
合計	43,412,896	49,135,658	49,774,353

支出

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
運 営 費	29,139,199	31,702,302	31,739,523
職員給与費	17,511,022	18,210,564	17,974,355
東京窓口運営費	10,878,862	10,959,430	10,991,834
その他経費	749,315	2,532,308	2,773,334
活動経費	6,038,271	11,045,242	12,880,038
移住相談会等経費	2,291,541	4,722,943	5,569,547
他団体主催イベント経費	260,140	548,470	475,798
広報・情報発信経費	1,016,262	852,412	1,047,362
ながさき移住倶楽部運営経費	99,000	0	0
市町支援・官民連携促進に要する経費	0	137,001	903,132
オンライン相談会経費	511,150	0	0
その他活動経費	1,860,178	4,784,416	4,884,199
合計	35,177,470	42,747,544	44,619,561

返還金	7,000,000	4,514,000	1,727,000
-----	-----------	-----------	-----------

繰越金	1,235,426	1,874,114	3,427,792
-----	-----------	-----------	-----------

令和7年度 事業計画（案）

第1 基本方針

これまでの、NISC を介した移住者数は下表のとおりとなっている。

令和7年度については、これまでの取組を引き続き基本としつつ、時勢に応じて必要なアップデートを行うとともに、積極的に新しいチャレンジをしながら、更なる移住者の獲得を進めていく。

H28 年度	H29 年度	R30 年度	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
166 人	221 人	303 人	439 人	430 人	456 人	475 人	608 人

第2 事業目標

NISC を介した移住者数 9 6 0 人

※参考：過去3年度の目標値

R4 年度：720 人、R5 年度：810 人 R6 年度：900 人

第3 事業計画

1 移住相談対応

(1) 相談対応概要

- 次の組織体制でメール、「ながさき移住ナビ」の移住相談申込フォーム、電話、オンライン、窓口等での相談に丁寧に対応する。
- 転職支援及び「ながさき移住倶楽部」会員について、各申込フォームから申込があった方に対してはファーストアプローチを行うとともに、既存の申込者・会員に対しては近況伺い等の連絡を行い、関係の構築とその維持に努める。
- また、新規相談者の獲得などを目的として、各種移住相談会を開催する。

本部/窓口	職名	人員数	備考
長崎本部	企画部長兼就職支援員	1 名	R6 年度から変更なし
	就職支援員	1 名	〃
	就職支援員（外部委託）	1 名	〃
	移住相談員	2 名	〃
	住まい支援員	1 名	〃
東京窓口	移住相談員	1 名	〃
	計	7 名	

< NISC 主催相談会の開催 >

大規模相談会、転職個別相談会、1on1 移住相談会、

開催日	R7年度計画	参考：R5年度実績
大規模相談会	4回予定	4回
転職個別相談会	<u>12回予定</u>	14回
1 on 1 移住相談会	<u>4回予定</u>	5回
オンライン移住相談会	<u>4回予定</u>	3回
計	<u>24回予定</u>	26回

(2) 各種相談会開催

①ながさき暮らし相談会（大規模移住相談会）

【目的】新規相談者の獲得、既存相談者と各市町担当者との接点構築

【ターゲット】現役世代、悠々自適世代、UIターン転職検討者等

【スタイル等】来場予約制、市町・関係団体ブース

②転職個別相談会

【目的】新規相談者獲得

【ターゲット】社会人経験ありで本県への転職をお考えの方（現役世代、UIターン転職検討者）・・・定年後のシニア、新卒者は対象外

【スタイル等】完全予約制、産業雇用安定センターと連携して開催、転職相談に特化（保有スキルやこれまでの経験/キャリア、希望等のヒアリングまでとし求人案件の紹介は基本的に行わない。）

③1 on 1 移住相談会

【目的】大規模相談会は4地域で年1回ずつしか開催しないため、大規模開催地における既存相談者のフォロー・グリップ（及び新規相談者獲得）。また、大規模相談会を開催しない地域の新規相談者の獲得

【ターゲット】現役世代、悠々自適世代、UIターン転職検討者等

【スタイル等】完全予約制、NISC単独で開催

④オンライン移住相談会

【目的】新規相談者の獲得、既存相談者と各市町担当者との接点構築、リアル相談会を開催しないエリアの相談者のCS向上

【ターゲット】現役世代、悠々自適世代、UIターン転職検討者等

【スタイル等】市町・関係団体参加、完全予約制（Zoom等）

(3) 県外相談拠点の充実

- ア 東京窓口（ふるさと回帰支援センター）の運営
 - ・関東圏の移住希望者の相談対応（NISC 長崎本部、各市町へのつなぎ）
- イ 県大阪事務所との連携
 - ・関西圏及び中京圏で開催される NISC 主催イベントの広報、周知
 - ・関西圏における移住希望者の 1 次対応と NISC 長崎本部への取次
- ウ 県ながさき U I ターン就職支援センター（福岡市）との連携
 - ・福岡圏における移住相談の一次対応

(4) 他団体等主催イベントへの参加

- ・他団体等が主催する移住関係イベントにおいて、相談ブース出展やイベント内での P R を行う。

2 移住希望者支援

(1) 転職支援

- ア 求人開拓・就職支援・マッチングの実施
 - ・無料職業紹介所として県外在住の本県への移住希望者に県内企業の求人情報の提供を行う。
 - ・（公財）産業雇用安定センター長崎事務所との連携プロジェクトである「3 win ながさき人材採用支援プロジェクト」として、優秀な人材を採用したい企業とこれまでのご経験やスキルを生かして活躍したい人材の結びつけを行う。
- イ 転職個別相談会の開催
 - ・産業雇用安定センターと連携して転職個別相談会を開催する。
- ウ 県関係課・関係団体との連携・情報収集

(2) 住まい支援

- 住まい支援員を中心に、移住希望者の住まい探し全般に関する相談対応や移住希望者のニーズに応じた具体的な物件情報の提供、不動産事業者の紹介を行う。

3 情報発信

(1) 情報発信概要

- 県公式移住支援 H P 「ながさき移住ナビ」及び S N S において、本県の魅力や移住相談会の開催情報等を発信するとともに、県の情報発信事業に連携・協力していく。

(2) WEB（ながさき移住ナビ）での情報発信

○ 市町、県関係課・関係団体と連携を図りながら次の情報を発信していく。

- 県及び各市町の魅力
- 仕事、暮らし、子育て、住まい（市町の空き家バンクのリンクを含む）の情報
- 移住者体験談
- 移住お役立ち情報（各種支援制度、Q & A など）
- 支援金・補助金の情報
- NISC主催移住相談会の開催情報
- 市町、県関係課・関係団体から配信希望があった情報 など

(3) SNSでの情報発信

ア LINE（アカウント名：ながさき移住ナビ）

（ア）発信内容

- ・次のような情報を発信していく。
- NISC主催の移住相談会の開催情報
- 市町、県関係課・関係団体から配信希望があった情報 など

（イ）シナリオチャットボットによる相談対応

- ・シナリオの充実強化を行う。
- ・また、各市町に対し、シナリオの追加・修正を照会する。

（ウ）その他LINEの活用

- ・「ながさき移住倶楽部」への会員登録 など

イ Instagram及びFacebook

・次のような情報を発信していく。

- NISC主催の移住相談会の開催情報、大規模相談会におけるおすすめモデルコース
- 県内各地域、市町の魅力
- 市町、県関係課・関係団体の移住関係イベントの開催情報
- その他市町の移住関係や職員等採用情報 など

ウ YouTube（チャンネル名：長崎リア住!放送局）

・必要に応じ、県又は市町の動画をWEB版「ながさき移住ナビ」で紹介する。

(4) 県事業との連携・協力

○ 県のU I ターン関連情報発信事業等と連携・協力し、本県の魅力等を強力に発信していく。

(5) 広報ツールの活用

ア リーフレット・パンフレット、チラシ

- ・次のリーフレット、パンフレット等を、各相談会等のイベントで移住希望者へ適宜配布する。

イ ポスター、のぼり旗、ポロシャツ等

- ・各大規模相談会時の会場などに「リア住」のポスターやのぼり旗を掲示

4 「ながさき移住倶楽部」の運営

- 「ながさき移住ナビ」等での情報発信や、各種イベントでの周知などにより、「ながさき移住倶楽部」会員及び「ながさき移住応援隊」事業者の拡充を図る。

5 市町支援

(1) 人材育成支援

- 市町のWEBでの情報発信を強化するため、県事業と連携して、県デジタルコーディネーターによる勉強会等を実施する。

(2) 移住相談傾向の分析

- 移住希望者の相談傾向等を分析し、希望される市町に情報提供する。

(3) 移住相談会、セミナー等の開催支援

- ふるさと回帰支援センターのセミナールーム（無料枠）等を活用した市町等主催の移住関連イベントの開催を支援する（東京窓口が対応）。

(4) デジタル化された移住希望者等情報の共有

- 「ながさき移住倶楽部」の会員情報や相談状況、企業情報などの管理データを、移住者支援システムを利用する市町と共有し、必要に応じそのデータ活用について支援する。

(5) <参考> 県地域づくり推進課の各市町との個別意見交換

※県地域づくり推進課において、前年度と同様に各市町との個別意見交換を予定。

6. 理事会・運営委員会の開催

- 理事会及び運営委員会は、例年どおり適宜開催する。
- また、毎月の実績を「ながさき移住サポートセンター通信」として、各市町の移住相談窓口等に報告する。

* * *

(一社)長崎県保育協会の負担金について (概要)

1 負担金名等

(一社)長崎県保育協会の負担金

2 目的及び事業 (定款【資料 2-3】 第 3 条及び第 4 条)

長崎県における子育てに関する事業の振興を図り、もって児童福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業) この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 子育てに関する調査研究及び研修
- (2) 子育てに関する施設の運営管理に関する調査研究及び研修
- (3) 子育てに係る関係機関等との連絡提携
- (4) 機関紙、研究誌等の発行並びに広報活動
- (5) 印刷物頒布事業
- (6) 会員の福利厚生
- (7) 会員の労働保険事務の取り扱い
- (8) その他目的を達成するために必要な事業

3 趣旨

同協会は長崎県内の公立、私立の保育所、認定こども園、小規模保育事業施設から構成されており、加入する公立の施設は 9 市 33 施設となっている。

会費は【資料 2-4】の規程第 4 条別表第 2 により定められており、施設会費と利用定員割会費から構成される。「施設会費」には、日本保育協会、全国保育協議会、全国私立保育連盟、長崎県保育協会の会費が含まれるが、このうち、全国保育協議会の会費について、令和 7 年度以降、1 施設あたり 2,000 円を増額する会費の見直しの通知があっており、同額の見直しを行うもの。

(一社)長崎県保育協会会費

会費区分			公立		私立		へき地
			一般	小規模	一般	小規模	
1 施設会費							
	日本保育協会	15,000 円 (小規模) 7,500 円			○	○	
	全国保育協議会	5,000 円⇒7,000 円	○	○	○	○	
	全国私立保育園連盟	10,000 円			○	○	
	長崎県保育協会	25,000 円 (小規模) 12,500 円 (へき地) 6,000 円	○	○	○	○	○
	施設会費年会費計	現行 令和 7 年度以降	30,000 32,000	17,500 19,500	55,000 57,000	35,000 37,000	6,000
2 利用定員割会費			施設規模(利用定員 10 人ごと)またはへき地、小規模による負担				

4 令和6年度と令和7年度の負担金の比較

(単位：円)

市	施設数 ※	令和 6 年度			令和 7 年度			増減額 ②－①
		施設会費	利用定員 割会費	計①	施設会費	利用定員 割会費	計②	
長崎	公立 6	180,000	255,000	435,000	192,000	255,000	447,000	12,000
佐世保	公立 2	60,000	54,000	114,000	64,000	54,000	118,000	8,000
	小規模 2	35,000	8,000	43,000	39,000	8,000	47,000	
諫早	公立 2	60,000	90,000	150,000	64,000	90,000	154,000	4,000
大村	公立 2	60,000	83,000	143,000	64,000	83,000	147,000	4,000
平戸	公立 2	60,000	38,000	98,000	64,000	38,000	102,000	4,000
壱岐	公立 5	150,000	207,000	357,000	160,000	207,000	367,000	10,000
	へき地 1	6,000	4,000	10,000	6,000	4,000	10,000	
対馬	公立 6	180,000	149,000	329,000	192,000	149,000	341,000	12,000
	へき地 3	18,000	12,000	30,000	18,000	12,000	30,000	
西海	公立 1	30,000	36,000	66,000	32,000	36,000	68,000	2,000
南島原	公立 1	30,000	27,000	57,000	32,000	27,000	59,000	2,000
			R6 合計	1,832,000		R7 合計	1,890,000	58,000

5 全国保育協議会分増額に向けた今後のスケジュール

	R6 年 10 月 11 月		R7 年 5 月
公立	幹事会 ※1	委員会 ※2	保育協会 総会で 諮る
私立	保育協会理事会や地区代表者会議で理解を求める		

※1 幹事会
負担金等適正化委員会幹事会
※2 委員会
負担金等適正化委員会

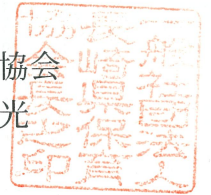
【参考資料】

- (1) (一社) 長崎県保育協会からの依頼文【資料 2-1】
- (2) 令和7年度以降の負担金変更の理由【資料 2-2】
- (3) (一社) 長崎県保育協会定款【資料 2-3】
- (4) (一社) 長崎県保育協会 入会及び会費に関する規程【資料 2-4】
- (5) 全国保育協議会 令和7年度以降の会費の見直しについて【資料 2-5】
- (6) 令和6年度 施設会費・利用定員割会費一覧(現行)【資料 2-6】
- (7) 令和7年度以降 施設会費・利用定員割会費一覧(シュミレーション)【資料 2-7】
- (8) 令和5年度 会計決算書【資料 2-8】
- (9) 令和6年度 収支予算書【資料 2-9】

6 県保育協第 144 号
令和 6 年 7 月 29 日

長崎県市長会
会 長 古川 隆三郎 様

一般社団法人長崎県保育協会
会 長 水田 明光



一般社団法人長崎県保育協会における負担金について (依頼)

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より、本会の運営につきましては各段のご支援とご理解を賜り厚くお礼申し上げます。

標記の件につきまして、別添のとおり関係書類を提出いたしますので、厳しい財政状況の中とは存じますが、一般社団法人長崎県保育協会における負担金についてご配慮いただきますようお願い申し上げます。

令和7年度以降の負担金変更の理由

一般社団法人長崎県保育協会

今般、社会福祉法人全国社会福祉協議会 全国保育協議会より下記のとおり会費の見直しについて要請文が発布されました。

これは、会費の見直しについてのこの間の経緯や、情勢認識と全国保育協議会の使命、これからの取り組みを踏まえ、本会会費区分全国保育協議会分を5,000円から7,000円に変更しようとするものです。本会といたしまして、昨今の物価高騰等の社会情勢も勘案し、当協議会のこの取り組みを是とし、本会会員各位にこの2,000円増の負担金変更をお願いするものです。

保育業界の組織強化、活性化には全国組織、地方組織が一体となって推進することが肝要との観点から、当該見直しにつき長崎県市長会負担金等適正委員会（以下「適正委員会」）におかれましてもご理解、ご協力を賜りますよう重ねてお願いするものです。

なお当施行につきましては当会総会案件につき、令和7年5月下旬の総会議決後の施行となることを申し添えます。

記

1. 令和6年度6月20日全社児福発第135号「全国保育協議会 令和7年度以降の会費の見直しについて」
2. 第1回協議員会資料一部抜粋「組織強化・財務状況健全化～会費の値上げについて～」
3. 令和6年度7月9日全社児福発第172号「全国保育協議会 令和7年度以降の会費の見直しについて」

以上

一般社団法人 長崎県保育協会 定款

平成24年5月27日 定款第1号
 改正 平成26年8月27日 定款第1号
 改正 平成29年5月30日 定款第1号
 改正 令和元年5月29日 定款第1号
 改正 令和5年5月30日 定款第1号

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人長崎県保育協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を長崎県長崎市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、長崎県における子育てに関する事業の振興を図り、もって児童福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 子育てに関する調査研究及び研修
- (2) 子育てに関する施設の運営管理に関する調査研究及び研修
- (3) 子育てに係る関係機関等との連絡提携
- (4) 機関紙、研究誌等の発行並びに広報活動
- (5) 印刷物頒布事業
- (6) 会員の福利厚生
- (7) 会員の労働保険事務の取り扱い
- (8) その他目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、長崎県において行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人の会員は次のとおりとする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同した長崎県内の次の施設の設置者もしくは設置者の委任を受けた法人役員・施設長等
 - ア 児童福祉法に定める児童福祉施設保育所(園)
 - イ へき地保育所
 - ウ 認定こども園(幼保連携型、保育所型に限る。)
 - エ 小規模保育事業施設

(ア) 正会員施設が児童福祉法第6条の3第10項の規定に基づく小規模保育事業(「A型」及び「B型」に限る。)に移行した場合又は新たに小規模保育事業を実施した場合

(イ) 正会員である保育所(園)又は認定こども園の連携施設である小規模保育事業

- (2) 特別会員 この法人に功績のあった者又は学識経験者で総会において推薦された者
- (3) 名誉会員 この法人に特別な功績のあった者で総会において推薦された者

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 正会員として入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出して、入会の申し込みを行うものとする。

2 正会員の入会は、理事会においてその可否を決定し、これを本人へ通知する。

3 前項の規定により、理事会が入会を承認したときは、会員名簿に所定の事項を記載する。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員は、会員になった時及び毎年度、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

2 前項の規定にかかわらず、会費の一部又は全部を減免することができる。

3 第1項及び第2項の規定により支払われた額はこれを返還しない。

(退会)

第8条 会員は、退会届を会長へ提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を1年以上履行しなかったとき
- (2) 総正会員が同意したとき
- (3) 会員が死亡し、または入会時の保育所(園)と関係を有しなくなったとき

第4章 総会

(構成)

第11条 総会はすべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 入会基準及び会費の額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任及び解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の額
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 事業の全部または一部の譲渡
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) 理事会において総会に付議した事項
- (10) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎年度5月に1回開催するほか、必要がある場合に、臨時に総会を開催することができる。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対して総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求できる。

(議長)

第15条 総会の議長は、当該総会において、出席正会員の中から選出する。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 役員等の責任の一部免除
- (4) 定款の変更
- (5) 事業の全部の譲渡
- (6) 解散及び解散後の継続
- (7) 合併契約の承認

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければ

ばならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の書面表決等代理行使)

第18条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面を以て表決し、又は、委任状を会長に提出して、代理人にその議決権を行使させることができる。この場合、前条の規定について総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び総会に出席した正会員の中から選出された議事録署名人が記名押印する。

第5章 役員

(役員の設置)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 8名以上12名以内
- (2) 監事 1名以上3名以内
- 2 理事のうち1名を会長とする。
- 3 会長以外の理事のうち4名以内を副会長、1名を常務理事とする。
- 4 第2項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、第3項の副会長及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第21条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長及び副会長・常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事はこの法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、理事会の決議に基づき、その業務を分担執行する。
- 4 常務理事は、理事会の決議に基づき常務を処理する。
- 5 会長、副会長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員の任期)

第24条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。
- 3 理事又は監事については、再任を妨げない。但し、会長については3期までとする。
- 4 理事又は監事が第20条に定める定数に足りなくなるとき又は欠けたときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された理事又は監事が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第26条 役員の報酬は無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、役員には費用を弁償することができる。

(損害賠償責任の免除)

第27条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事(理事又は監事であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

第6章 顧問

(顧問)

第28条 この法人に任意の機関として、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は次の職務を行う。
 - (1) 会長の相談に応じること
 - (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること
- 3 顧問の選任及び解任は理事会において決議する。
- 4 顧問は無報酬とする。

第7章 理事会

(構成)

第29条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 総会の招集に関する事項
- (2) 会長及び副会長並びに常務理事の選定及び解職
- (3) 理事の職務の執行の監督
- (4) 地区代表者会、委員会及び部会の設置及びその運営に関する基準の決定
- (5) その他この法人の業務執行に関する事項(総会の決議を要する事項を除く)

(招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第32条 理事会の議長は、出席理事の中から選出する。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。
- 3 前項の規定にかかわらず、会長の選定を行う理事会については、出席した理事全員も記名押印する。

第8章 地区代表者会、委員会及び部会

(地区代表者会、委員会及び部会)

第35条 この法人に地区代表者会、委員会及び部会を置くことができる。

- 2 地区代表者会、委員会及び部会に関する規定は、理事会において別に定める。

第9章 事務局

(事務局)

第36条 この法人に事務局を置く。

- 2 前項の事務局は、事務局長及び所要の職員で構成し、この法人の事務を処理する。
- 3 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会において定める。
- 4 事務局長は理事会の承認を経て会長が任免する。
- 5 事務局職員は会長が任免する。

第10章 財産及び会計

(事業年度)

第37条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第38条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

（事業報告及び決算）

第39条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については定時総会へ提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号、第4号の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くものとする。

4 定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第11章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第40条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

（解散）

第41条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（剰余金の処分制限）

第42条 この法人は、会員その他の者に対し、剰余金の分配を行うことはできない。

（残余財産の帰属）

第43条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第12章 公告の方法

（公告）

第44条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第37条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 第21条の規定にかかわらず、この法人の最初の会長は、谷川和啓、副会長は西川義文、松尾正一郎、迎絹代、常務理事は斉藤誠とする。

附則（平成26年定款第1号）

- 1 この定款は、平成27年4月1日から施行する。

附則（平成29年定款第1号）

- 1 この定款は、平成30年4月1日から施行する。

附則（令和元年定款第1号）

- 1 この定款は、令和元年5月29日から施行する。

附則（令和5年定款第1号）

- 1 この定款は、令和5年5月30日から施行する。

一般社団法人 長崎県保育協会 入会及び会費に関する規程

平成24年5月27日 規程第1号
 改正 平成26年8月27日 規程第1号
 改正 平成29年5月30日 規程第1号
 改正 平成30年5月31日 規程第1号

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人長崎県保育協会の定款第6条及び第7条に基づき、この法人への入会及び会費に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(入会基準)

第2条 この法人の会員は次の各号に定める基準によるものとする。

- (1) 正会員 長崎県内の次の施設の設置者もしくは設置者の委任を受けた法人役員・施設長で理事会の承認を得たもの
 - ア 児童福祉法に定める児童福祉施設保育所(園)
 - イ ヘキ地保育所
 - ウ 認定こども園(幼保連携型、保育所型に限る。)
 - エ 小規模保育事業施設
 - (ア) 正会員施設が児童福祉法第6条の3第10項の規定に基づく小規模保育事業(「A型」及び「B型」に限る。)に移行した場合又は新たに小規模保育事業を実施した場合
 - (イ) 正会員である保育所(園)又は認定こども園の連携施設である小規模保育事業
- (2) 特別会員 この法人に功績のあった者又は学識経験者で総会において推薦された者で、承諾があったもの
- (3) 名誉会員 この法人に特別な功績のあった者で総会において推薦された者で、承諾があったもの

(入会手続き)

第3条 この法人の正会員になろうとするものは、施設所在地の地区保育会長の推薦を経て別表第1に定める入会申込書を本協会会長に提出するものとする。

(会費)

第4条 この法人の正会員は別表第2に掲げる会費を納入しなければならない。

- 2 前項の会費は、毎年6月末日までに納入しなければならない。
- 3 年度途中で正会員になったものは正会員となった月から年度末までの月割りの額を納入しなければならない。
- 4 会費の減免に関する規程に該当し、正会員より減免の申請があった場合は、理事会の承認を得て会費を減免することができる。

(規程の変更)

第5条 この規程の変更は、総会の決議による。

附則

1、この規程は、一般社団法人の設立登記の日から施行する。

附則 (平成26年規程第1号)

1、この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則 (平成29年規程第1号)

1、この規程は、平成30年4月1日から施行する。

ただし、別表第3に定める利用定員割会費額のうち市町が運営する施設に係る額については、長崎県町村会及び長崎県市長会と所定の協議を行った後に施行するものとする。

附則 (平成30年規程第1号)

1、この規程は、平成30年4月1日から施行する。

ただし、別表第3に定める利用定員割会費額のうち市町が運営する施設に係る額については、長崎県町村会及び長崎県市長会と所定の協議を行った後に施行するものとする。

別表第1 (様式-1)

入 会 申 込 書 一般社団法人長崎県保育協会 会 長 様 平成 年 月 日	
住所 施設名 代表者	印
一般社団法人長崎県保育協会の会員として入会を申し込みます。 上記施設の入会について同意します。	
地区保育会名 会 長	印

別表第2

会 費 区 分		公 立		私 立		へき地
1. 施設会費(基準日は4月1日)		施 設	小規模	施 設	小規模	
日本保育協会	15,000円			○		
	(小規模) 7,500円				○	
全国保育協議会		○	○	○	○	
全国私立保育園連盟				○	○	
長崎県保育協会	25,000円	○		○		
	(小規模) 12,500円		○		○	
	へき地 6,000円					○
1施設の年会費 (単位:円)		30,000	17,500	55,000	35,000	6,000
2. 利用定員割会費 (利用定員10人ごとに会費額を設定)		別表第3				

別表第3

単位(円)

利用定員 (1～3号)	公立施設 私立施設	へき地保育所 小規模保育所
20人以下	11,000	4,000
21～30人	15,000	
31～40人	19,000	
41～50人	23,000	
51～60人	27,000	
61～70人	30,000	
71～80人	33,000	
81～90人	36,000	
91～100人	39,000	
101～110人	42,000	
111～120人	45,000	
121～130人	48,000	
131～140人	51,000	
141～150人	54,000	
151～160人	57,000	
161～170人	60,000	
171人以上	63,000	

一般社団法人長崎県保育協会 会費の減免に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人長崎県保育協会の定款第7条に基づき、会員施設の入所児減少等により会費を減免する場合に必要な事項を定めるものとする。

(基準)

第2条 会長は会員施設の利用児童数が利用定員を大きく下回った場合（ただし、へき地保育所及び小規模保育事業所施設を除く。）、下記により会費を減免することができる。

ア 利用定員20名以下の施設において、4月から12月までの平均利用児童数が利用定員を下回った場合は、施設会費（本協会分）及び利用定員割会費を各々の小規模保育事業所施設の会費額とする。

イ 利用定員が20名を超える施設において、4月から12月までの入所率が、減免基準入所率（70％）以下である場合には減免の対象とする。但し、算出した額が小規模保育事業所施設の会費を下回る場合には、小規模保育事業所施設の会費額とする。
入所率は小数点以下第1位を四捨五入し、減免後の額は百の位を四捨五入する。

2 新規入会園について、入会した年度の減免申請は受け付けない。

(手続き)

第3条 第2条の減免を受けようとする会員は、別表第1に定める申請書を会長に提出するものとする。但し、別表第1に定める申請書の受付期限は、減免を受けようとする年度の1月末日までとする。

2 大規模災害発生時の減免措置については、理事会等において協議する。

(適用)

第4条 会費の減免は当該年度のみ適用され、減免する額を当該会員へ還付する。

(規程の改廃)

第5条 この規程を改廃するときは、理事会の承認を得なければならない。

附則

1、この規程は、平成30年4月1日から施行する。

2、この規程は、令和2年4月1日から施行する。

ただし、市町が運営する会員会費の減免については、会費について長崎県町村会及び長崎県市長会と所定の協議を行った後に施行するものとする。

全社児福発第 135 号

令和 6 年 6 月 20 日

都道府県・指定都市保育協議会 会長 様

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

全 国 保 育 協 議 会

会 長 奥 村 尚 三

〔 公 印 略 〕

全国保育協議会 令和 7 年度以降の会費の見直しについて

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より本会事業の推進にご尽力を賜り、深謝申し上げます。

さて、ご承知のとおり、去る 6 月 13 日に開催いたしました、令和 6 年度 全国保育協議会 第 1 回協議員総会におきまして、第 1 号議案・第 2 号議案・第 3 号議案・第 4 号議案は、原案どおり、承認いただきました。

第 4 号議案で審議・承認いただきました「全保協 組織強化・財務状況健全化について」により、全国保育協議会の会費は、令和 7 年度より、現在の 5,000 円から 7,000 円となりますことを、あらためてご周知申し上げます。

本件に関するこの間の経緯や、情勢認識と本会の使命、本会のこれからの取り組みについては、別紙をご参照ください（第 1 回協議員総会資料一部抜粋）。なお、これに伴う「全国保育協議会会費に関する規定」については、令和 6 年度第 2 回全国保育協議会協議員総会（令和 7 年 2 月 28 日開催予定）におきまして、改訂を予定しております。

何卒ご理解・ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

本件の内容については、全国保育協議会 協議員の皆様にもお送りしておりますことを申し添えます。

記

現在の会費（年間）	令和 7 年度からの会費（年間）
本会会則第 4 条に定める会員 5,000 円	本会会則第 4 条に定める会員 7,000 円

【問い合わせ先】

全国保育協議会

〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2

社会福祉法人全国社会福祉協議会 児童福祉部内

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

e-mail zenhokyo@shakyo.or.jp

組織強化・財務状況健全化～会費の値上げについて～

1. この間の経緯

全保協の組織強化と財務状況健全化については、平成 29 年度の決算が大きく赤字になったことを踏まえ、平成 30 年から検討をはじめ、令和 3 年度からは本格的に検討を進めてきた。

コロナ禍にあった令和 2 年度から令和 4 年度は、事業を縮小せざるを得ず、会議や研修会のオンライン化もあり、黒字収支となっていた。令和 5 年度はコロナ禍での経験も踏まえ、会議の一部オンライン化や、オンライン研修の実施等、経費節減策を実施しており、令和 5 年度の当初予算額と決算額との比較においては、全サービス区分合計 6,014,171 円の支出減となった。

しかし、コロナ禍以前は、赤字予算・赤字収支となっており、令和 5 年 5 月にコロナが 5 類となり、以前のように参集による研修や会議等が実施され、また、長引く物価高騰もあるなか、今後は再び赤字決算になる可能性が大いに考えられる。令和 5 年度については、サービス区分全国保育協議会を単独でみると、△1,736,763 円の赤字収支となっている。

令和 5 年度の検討においては、健全な財政と継続的な運営、活動の強化を展開していくために、会費の見直し（値上げ）について検討を進めてきた。

2. 情勢認識と本会の使命

子ども施策が大きな転換期を迎えているなか、本会では、経費節減策を検討・実施しつつも活動を縮小するのではなく、むしろ、会員施設にとって魅力のある、そして会員施設とともにあゆむ全保協活動、全保協組織を実現していきたい。

本会の目的である、「全国の保育関係組織、機関、団体等と連絡調整、保育事業等に関する調査・研究・協議およびその実績をもって保育、子ども家庭福祉の増進に寄与する」（全国保育協議会会則第 2 条）という役割を果たし、すべての子どもたちの権利と育ちを保障していく社会の実現をめざして、日々尽力している会員施設を応援し、ともに活動していくことが、組織の責任であると考えます。

上記の達成等に向け、下記の取り組みを行うべく、現在の会費（年間）5,000 円を令和 7 年度より 7,000 円としたい。

3. 全国保育協議会のこれからの取り組み

① 認定こども園部会の設置

認定こども園については、施設数と会員数が増加しているなか、その固有の課題等に関して、国に対して要望や意見を直接伝える場がなく、早急に課題整理を行うとともに、意見等

を集約し、提言・要望していくことが必要である。また、認定こども園の他団体との連携も必要であると考えている。これまで全保協においては認定こども園特別委員会として活動してきたが、令和6年度からは常設部会として明確に位置付け、提言のとりまとめ、要望活動や他団体との連携、研修や調査・研究の実施など、活発に活動していく。

② 災害時に備えた積立金の設置

近年、自然災害による被害が全国で毎年発生している。令和6年1月の能登半島地震においては、発災から半年が経過しようとしているが、復興までに長期的な支援が必要とされている。災害時の全保協会員施設への支援について、全保協としては、これまで会費免除や災害見舞金によりその支援を行ってきた。また、災害によっては、保育三団体協議会による募金も実施してきたが、被災地に送金するまでに時間がかかり、迅速な支援につなげることができなかった。全保協として、被災した会員施設を支援する都道府県・指定都市保育組織に対して、迅速な支援が行えるよう災害時に備えた積立金を新たに設けたい。

③ 全国保育協議会・全国保育士会の全国大会一本化(令和7年度より)

全国保育協議会および全国保育士会の研究大会については、子どもや子育て家庭、保育所・認定こども園等を取りまく状況が大きく変化するなかでは、施設運営・保育実践の両面から今後の保育について考えていく必要がある。また、全国保育協議会と全国保育士会が協働して、保育士・保育教諭等の専門性を高め、保育所・認定こども園等が子ども・子育て支援に欠かすことのできない社会資源として、地域の人々からのさらなる信頼と支持を得ることをめざす必要がある。そのため、研究大会のさらなる質の向上に向け、令和7年度より全保協・保育士会の研究大会を「全国教育・保育研究大会」とし一本化し開催をする。

④ 会員施設が魅力を感じられる活動、地方組織への支援強化

その他にも、保育を取り巻く環境・制度が大きく変化するなか、会員施設に寄り添い、しっかりと守るための活動、会員施設が魅力を感じられる活動を引き続き検討し、その具体化をはかっていきたい。令和6年2月～3月には、地方組織の皆様のご協力のもと、これからの全保協のあり方についてアンケートを実施した。各組織からお寄せいただいた課題やご意見に対応できるよう活動していきたい。

全社児福発第 172 号

令和 6 年 7 月 9 日

都道府県・指定都市保育協議会 会長 様

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

全 国 保 育 協 議 会

会 長 奥 村 尚 三

〔 公 印 略 〕

全国保育協議会 令和 7 年度以降の会費の見直しについて
(追加資料の送付)

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より本会事業の推進にご尽力を賜り、深謝申し上げます。

先般、全国保育協議会の会費について、令和 7 年度より現在の 5,000 円から 7,000 円とすることを令和 6 年度第 1 回協議員総会でご承認いただき、周知いたしました(令和 6 年 6 月 20 日、全社児福発第 135 号)。

その後、公立施設の令和 7 年度予算申請にあたり、会費が 2,000 円値上がることに
関し、積算等の資料が必要であることを、いくつかの都道府県・指定都市保育協議会
よりご連絡いただきました。そのため、7 月 2 日開催の全保協 第 2 回常任協議員会
において、協議員ならびに都道府県・指定都市保育協議会へ、別紙のとおり追加のご
案内をお送りすることを決定しました。

ついては、資料をお送りいたしますので、ご確認いただきますようお願い申しあげ
ます。

何卒ご理解・ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

【問い合わせ先】

全国保育協議会

〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2

社会福祉法人全国社会福祉協議会 児童福祉部内

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

e-mail zenhokyo@shakyo.or.jp

組織強化・財務状況健全化に向けた取り組み ～令和7年度からの全保協会費値上げおよびその用途について～

1. 会費値上げにいたる経緯

全保協の組織強化と財務状況健全化については、平成29年度の決算が大きく赤字になったことから、平成30年から検討をはじめ、令和3年度からは本格的に進めてきた。

コロナ禍にあった令和2年度から令和4年度は、事業を縮小せざるを得ず、令和5年度はコロナ禍での経験もふまえ、会議の一部オンライン化や、オンライン研修の実施等、経費節減策を実施し支出減に努めたが、令和5年度決算では、△1,736,763円の赤字収支となっている。

全保協では、健全な財政と継続的な運営、今後の保育をめぐる状況のなかでの活動の強化を展開していくために、会費の見直しについて検討した結果をふまえ、令和6年6月13日の令和6年度第1回協議員総会において、会費(5,000円)を値上げし、年額7,000円とすることを上程し、承認された。

2. 会費値上げ後の会費収入の用途について

(1) 強化していく活動内容とその費用について

- 会費値上げ後に強化していく活動について、この間の議論を踏まえた内容は下記のとおり(金額等の積算は次ページ参照)。

- ① 災害時に備えた積立金
- ② 認定こども園部会化に係る費用
- ③ 各部会強化等に係る費用
- ④ 会員に魅力ある活動
- ⑤ 収支赤字分の補填・物価高騰に係る費用の増額
- ⑥ その他(業務委託費等)
- ⑦ 組織強化推進費の増額(割合を現状のままとすることで、増額となる)

- 検討に際し、1,000円/2,000円/3,000円値上げした場合の会費収入見込み積算を実施。

会費額	収入見込み(A)	組織強化推進費 支払い(B)	推進強化推進費支 出後の収入(A-B)	推進強化推進費支 出後の収入増額分
5,000円(現在)	106,785,000円	12,814,200円	93,970,800円	-
6,000円(+1,000円)	128,142,000円	15,377,040円	112,764,960円	18,794,160円
7,000円(+2,000円)	149,499,000円	17,939,880円	131,559,120円	37,588,320円
8,000円(+3,000円)	170,856,000円	20,502,720円	150,353,280円	56,382,480円

➤ 費用の積算項目

強化していく活動内容等に関する費用の積算については下表のとおり。積算額は、34,800,000 円となり、「組織強化推進費支出後の収入増額分」では会費 7,000 円に相当。

	費用の積算項目	費用額(予定)	これまでの検討内容
1	災害時に備えた積立金	5,000,000 円	➤ 積立金については、災害による被害が生じた地域の都道府県・指定都市保育協議会を支援するため、ひいては被災地の都道府県・指定都市保協を支援することで会員施設、被災地の子どもたちを支援するために創設する。 ➤ 年間 500 万円の積み立てを想定し、費用額を計上。 ➤ 積立金の詳細な規定については、令和 6 年度第 2 回協議員総会において上程を予定。
2	認定こども園部会化に係る費用 (認定こども園部会活動強化)	6,000,000 円	➤ 全保協として認定こども園の活動を強化するため、これまでの「認定こども園特別委員会」を常設部会化することを令和 5 年度第 2 回協議員総会において承認。令和 6 年度より、「認定こども園部会」として活動。 ➤ 認定こども園部会の活動強化にあたり、要望活動や調査・研究等に係る費用、部会員の増加に伴う旅費交通費を積算。
3	各部会強化等に係る費用	5,000,000 円	➤ 人材養成会議の本体会計での事業費負担の検討、各部会の活動強化等に係る費用。
4	会員に魅力ある活動 ・ 労務研修会 等	5,000,000 円	➤ 社会保険労務士や会計士、弁護士等、経営に関する研修会や相談会の開催等による、会員へ必要な情報を届ける活動に係る費用を積算
5	収支赤字分の補填・物価高騰に係る費用の増額	7,800,000 円	
6	その他（業務委託費等）	6,000,000 円	➤ 事業増加に伴う業務の委託費用等(例:会報作成等)
	総計	34,800,000 円	

➤ 会費 7, 000 円の場合の組織強化推進費（各都道府県、ブロックに還元）については下記のとおり

7	組織強化推進費に係る費用	17, 939, 880 円	➤ 組織強化推進費は、ブロックと都道府県・指定都市保育協議会へ、地方組織支援事業助成金として、下記のとおり支出している。 ①ブロック分： 各ブロックの前年度会費納入額の 2%を助成 ②都道府県・指定都市分： 9 月末までに納入:会費納入額の 10%に相当する額 12 月末までに納入:会費納入額の 5%に相当する額 ➤ 現在の会費 5, 000 円から 7, 000 円とした場合の増額分は 5, 125, 680 円
---	--------------	----------------	--

令和6年6月30日現在

(単位：円)

	区分	施設数	施設割会費	利用定員割会費	小計	地区別合計
長崎市	公立	6	180,000	255,000	435,000	435,000
	僻地	0	0	0	0	
	小規模	0	0	0	0	
佐世保市	公立	2	60,000	54,000	114,000	157,000
	僻地	0	0	0	0	
	小規模	2	35,000	8,000	43,000	
島原市	公立	0	0	0	0	0
	僻地	0	0	0	0	
	小規模	0	0	0	0	
諫早市	公立	2	60,000	90,000	150,000	150,000
	僻地	0	0	0	0	
	小規模	0	0	0	0	
大村市	公立	2	60,000	83,000	143,000	143,000
	僻地	0	0	0	0	
	小規模	0	0	0	0	
五島市	公立	0	0	0	0	0
	僻地	0	0	0	0	
	小規模	0	0	0	0	
平戸市	公立	2	60,000	38,000	98,000	98,000
	僻地	0	0	0	0	
	小規模	0	0	0	0	
松浦市	公立	0	0	0	0	0
	僻地	0	0	0	0	
	小規模	0	0	0	0	
壱岐市	公立	5	150,000	207,000	357,000	367,000
	僻地	1	6,000	4,000	10,000	
	小規模	0	0	0	0	
対馬市	公立	6	180,000	149,000	329,000	359,000
	僻地	3	18,000	12,000	30,000	
	小規模	0	0	0	0	
西海市	公立	1	30,000	36,000	66,000	66,000
	僻地	0	0	0	0	
	小規模	0	0	0	0	
雲仙市	公立	0	0	0	0	0
	僻地	0	0	0	0	
	小規模	0	0	0	0	
南島原市	公立	1	30,000	27,000	57,000	57,000
	僻地	0	0	0	0	
	小規模	0	0	0	0	
市計	公立	27	810,000	939,000	1,749,000	1,832,000
	僻地	4	24,000	16,000	40,000	
	小規模	2	35,000	8,000	43,000	

令和6年度 施設会費・利用定員割会費一覧

令和6年9月1日現在

(単位：円)

	区分	施設数	施設割会費	利用定員割会費	小計	地区別合計
時津町	公立	1	30,000	36,000	66,000	66,000
	僻地	0	0	0	0	
	小規模	0	0	0	0	
長与町	公立	1	30,000	36,000	66,000	66,000
	僻地	0	0	0	0	
	小規模	0	0	0	0	
東彼杵町	公立	0	0	0	0	0
	僻地	0	0	0	0	
	小規模	0	0	0	0	
川棚町	公立	0	0	0	0	0
	僻地	0	0	0	0	
	小規模	0	0	0	0	
波佐見町	公立	0	0	0	0	0
	僻地	0	0	0	0	
	小規模	0	0	0	0	
佐々町	公立	1	30,000	51,000	81,000	81,000
	僻地	0	0	0	0	
	小規模	0	0	0	0	
小値賀町	公立	1	30,000	36,000	66,000	66,000
	僻地	0	0	0	0	
	小規模	0	0	0	0	
新上五島町	公立	4	120,000	84,000	204,000	204,000
	僻地	0	0	0	0	
	小規模	0	0	0	0	
町計	公立	8	240,000	243,000	483,000	483,000
	僻地	0	0	0	0	
	小規模	0	0	0	0	

令和7年度以降 施設会費・利用定員割会費一覧(シュミレーション)

資料2-7

※R6年度会費納入実績を基に作成

(単位：円)

	区分	施設数	施設割会費	利用定員割会費	小計	地区別合計
長崎市	公立	6	192,000	255,000	447,000	447,000
	僻地	0	0	0	0	
	小規模	0	0	0	0	
佐世保市	公立	2	64,000	54,000	118,000	165,000
	僻地	0	0	0	0	
	小規模	2	39,000	8,000	47,000	
島原市	公立	0	0	0	0	0
	僻地	0	0	0	0	
	小規模	0	0	0	0	
諫早市	公立	2	64,000	90,000	154,000	154,000
	僻地	0	0	0	0	
	小規模	0	0	0	0	
大村市	公立	2	64,000	83,000	147,000	147,000
	僻地	0	0	0	0	
	小規模	0	0	0	0	
五島市	公立	0	0	0	0	0
	僻地	0	0	0	0	
	小規模	0	0	0	0	
平戸市	公立	2	64,000	38,000	102,000	102,000
	僻地	0	0	0	0	
	小規模	0	0	0	0	
松浦市	公立	0	0	0	0	0
	僻地	0	0	0	0	
	小規模	0	0	0	0	
壱岐市	公立	5	160,000	207,000	367,000	377,000
	僻地	1	6,000	4,000	10,000	
	小規模	0	0	0	0	
対馬市	公立	6	192,000	149,000	341,000	371,000
	僻地	3	18,000	12,000	30,000	
	小規模	0	0	0	0	
西海市	公立	1	32,000	36,000	68,000	68,000
	僻地	0	0	0	0	
	小規模	0	0	0	0	
雲仙市	公立	0	0	0	0	0
	僻地	0	0	0	0	
	小規模	0	0	0	0	
南島原市	公立	1	32,000	27,000	59,000	59,000
	僻地	0	0	0	0	
	小規模	0	0	0	0	
市計	公立	27	864,000	939,000	1,803,000	1,890,000
	僻地	4	24,000	16,000	40,000	
	小規模	2	39,000	8,000	47,000	

令和7年度 施設会費・利用定員割会費(シュミレーション)一覧

※R6年度会費納入実績を基に作成

(単位：円)

	区分	施設数	施設割会費	利用定員割会費	小計	地区別合計
時津町	公立	1	32,000	36,000	68,000	68,000
	僻地	0	0	0	0	
	小規模	0	0	0	0	
長与町	公立	1	32,000	36,000	68,000	68,000
	僻地	0	0	0	0	
	小規模	0	0	0	0	
東彼杵町	公立	0	0	0	0	0
	僻地	0	0	0	0	
	小規模	0	0	0	0	
川棚町	公立	0	0	0	0	0
	僻地	0	0	0	0	
	小規模	0	0	0	0	
波佐見町	公立	0	0	0	0	0
	僻地	0	0	0	0	
	小規模	0	0	0	0	
佐々町	公立	1	32,000	51,000	83,000	83,000
	僻地	0	0	0	0	
	小規模	0	0	0	0	
小値賀町	公立	1	32,000	36,000	68,000	68,000
	僻地	0	0	0	0	
	小規模	0	0	0	0	
新上五島町	公立	4	128,000	84,000	212,000	212,000
	僻地	0	0	0	0	
	小規模	0	0	0	0	
町計	公立	8	256,000	243,000	499,000	499,000
	僻地	0	0	0	0	
	小規模	0	0	0	0	

第2号議案 令和5年度 決算並びに監査報告について

令和5年度 会計決算書

一般社団法人 長崎県保育協会

貸 借 対 照 表

令和6年3月31日現在

(単位：円)

科 目	5 年 度	4 年 度	増 減
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金	80,854,353	83,214,660	-2,360,307
現金	25,330	17,331	7,999
小口現金	25,330	17,331	7,999
普通預金	66,349,881	67,271,009	-921,128
十八親和銀行 本店 999759	5,277,782	3,355,684	1,922,098
十八親和銀行 本店 322234	11,824,458	12,271,630	-447,172
十八親和銀行 本店 334856	2,214,641	1,980,063	234,578
十八親和銀行 本店 291114	32,262,084	29,102,699	3,159,385
十八親和銀行 本店 999866	14,101,849	20,253,667	-6,151,818
十八親和銀行 本店 107931	491,935	307,266	184,669
十八親和銀行 本店 1156366	177,132	0	177,132
定期預金	8,733,197	8,732,958	239
十八親和銀行 大学病院前 4010655	2,005,188	2,005,154	34
十八親和銀行 大学病院前 2025925	286	195	91
十八親和銀行 大学病院前 2025848	2,438,507	2,438,466	41
十八親和銀行 浦上駅前 9010131	3,051,775	3,051,723	52
十八親和銀行 本店 4132994	1,237,441	1,237,420	21
郵便貯金	4,360,286	6,360,232	-1,999,946
振替口座	1,385,659	833,130	552,529
ゆうちょ01750-6-165893	1,385,659	833,130	552,529
未収金	3,592,260	5,649,691	-2,057,431
前払費用	12,312	82,494	-70,182
流動資産合計	84,458,925	88,946,845	-4,487,920
2 固定資産			
(1) 基本財産			
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	10,673,169	11,524,773	-851,604
退職給付引当資産(一般)	10,673,169	11,524,773	-851,604
特定資産合計	10,673,169	11,524,773	-851,604
(3) その他固定資産			
什器備品	562,003	509,095	52,908
投資有価証券	50,000,000	50,000,000	0
長期前払費用	17,442	29,754	-12,312
その他固定資産合計	50,579,445	50,538,849	40,596
固定資産合計	61,252,614	62,063,622	-811,008
資産の部合計	145,711,539	151,010,467	-5,298,928
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金	695,060	377,992	317,068
未払消費税等	693,800	199,800	494,000
預り金	687,668	341,803	345,865
社会保険料	386,708	202,988	183,720
源泉所得税	126,121	94,358	31,763
その他	147,839	1,257	146,582
住民税	27,000	43,200	-16,200
賞与引当金	1,592,929	1,584,227	8,702
流動負債合計	3,669,457	2,503,822	1,165,635
2 固定負債			
退職給付引当金	10,673,169	11,524,773	-851,604
退職給付引当金(事)	10,673,169	11,524,773	-851,604
固定負債合計	10,673,169	11,524,773	-851,604
負債の部合計	14,342,626	14,028,595	314,031
III 正味財産の部			
1 指定正味財産			

貸 借 対 照 表

令和6年3月31日現在

(単位：円)

科 目	5 年 度	4 年 度	増 減
2 一般正味財産	131,368,913	136,981,872	-5,612,959
正味財産の部合計	131,368,913	136,981,872	-5,612,959
負債及び正味財産合計	145,711,539	151,010,467	-5,298,928

正味財産増減計算書

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(単位：円)

科 目	5 年 度	4 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
特定資産運用益	122	195	-73
特定資産受取利息	122	195	-73
受取会費	36,846,500	37,109,333	-262,833
正会員受取会費	36,846,500	37,109,333	-262,833
施設会費	23,209,500	23,276,833	-67,333
利用定員会費	13,637,000	13,832,500	-195,500
事業収益	35,270,314	29,353,923	5,916,391
広報収入	6,378,240	6,510,595	-132,355
施設購読料	1,604,460	1,612,650	-8,190
保護者購読料	4,228,380	4,351,945	-123,565
広告料	545,400	546,000	-600
研修参加費	5,769,000	2,188,500	3,580,500
青年部会研修会	116,000	321,000	-205,000
保育士部会研修会	766,000	577,000	189,000
女性部会研修会	374,000	185,000	189,000
研修委員会企画研修	0	157,000	-157,000
大会参加費	3,392,000	0	3,392,000
参加費	1,121,000	948,500	172,500
教材収入	3,418,230	3,953,090	-534,860
帳簿収入	1,000	1,000	0
図書斡旋手数料	175,146	152,247	22,899
委託費	9,669,823	9,182,852	486,971
委託事業収入	1,385,000	1,179,000	206,000
事務取扱手数料	5,210,000	5,468,000	-258,000
広告料	239,600	140,000	99,600
販売手数料	108,875	578,639	-469,764
動画配信手数料	209,600	0	209,600
食料品販売収益	2,705,800	0	2,705,800
受取補助金等	3,310,320	2,941,060	369,260
受取地方公共団体補助金	400,000	0	400,000
受取民間補助金	240,000	230,000	10,000
受取国庫助成金	744,900	698,900	46,000
受取民間助成金	1,925,420	2,012,160	-86,740
受取寄付金	6,416,524	6,586,773	-170,249
受取寄付金	6,416,524	6,586,773	-170,249
雑収益	2,774,088	1,117,165	1,656,923
受取利息	234,812	234,798	14
雑収益	2,539,276	882,367	1,656,909
経常収益計	84,617,868	77,108,449	7,509,419
(2) 経常費用			
事業費	46,617,462	36,639,461	9,978,001
給料手当	10,957,847	10,180,950	776,897
賞与	2,547,395	2,557,806	-10,411
臨時雇賃金	566,500	567,300	-800
退職給付費用	646,235	703,463	-57,228
福利厚生費	1,996,892	1,830,717	166,175
旅費交通費	6,271,540	3,495,830	2,775,710

正味財産増減計算書

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(単位：円)

科 目	5 年 度	4 年 度	増 減
通信運搬費	2,036,111	2,019,847	16,264
減価償却費	106,780	118,753	-11,973
消耗品費	67,622	80,379	-12,757
印刷製本費	7,264,350	5,580,356	1,683,994
賃借料	529,156	493,962	35,194
諸謝金	3,736,000	2,530,500	1,205,500
租税公課	1,233,323	1,173,015	60,308
支払負担金	93,120	95,160	-2,040
委託費	715,000	715,000	0
会議費	921,000	276,000	645,000
会場費	2,352,241	1,102,223	1,250,018
食糧費	630,021	48,424	581,597
センター使用料	949,273	973,744	-24,471
返還金費用	0	719,900	-719,900
食料品販売原価	1,966,050	0	1,966,050
雑費	1,031,006	1,376,132	-345,126
管理費	43,613,365	45,643,144	-2,029,779
給料手当	6,856,744	7,126,840	-270,096
賞与	1,937,455	2,009,051	-71,596
臨時雇賃金(管)	94,200	127,200	-33,000
退職給付費用	491,503	589,702	-98,199
福利厚生費	1,080,806	1,318,819	-238,013
会議費	448,000	231,500	216,500
旅費交通費	4,752,000	2,583,180	2,168,820
通信運搬費	1,015,351	860,228	155,123
減価償却費	81,212	97,949	-16,737
消耗品費	844,366	177,107	667,259
印刷製本費	1,557,602	1,451,501	106,101
賃借料	542,720	407,559	135,161
諸謝金	95,000	37,500	57,500
租税公課	131,677	98,085	33,592
支払負担金	15,506,500	15,470,200	36,300
会場費	616,608	432,404	184,204
食糧費	634,184	375,953	258,231
センター使用料(管)	545,648	607,009	-61,361
国予対費	2,774,220	7,833,850	-5,059,630
地方予対費	1,202,285	1,206,726	-4,441
委託費	1,160,449	1,150,921	9,528
雑費	1,244,835	1,449,860	-205,025
経常費用計	90,230,827	82,282,605	7,948,222
評価損益等調整前当期経常増減額	-5,612,959	-5,174,156	-438,803
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	-5,612,959	-5,174,156	-438,803
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
退職給付引当金戻入額	0	2,115,736	-2,115,736
退職給付引当金戻入額	0	2,115,736	-2,115,736
経常外収益計	0	2,115,736	-2,115,736
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0

正味財産増減計算書

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(単位：円)

科 目	5 年 度	4 年 度	増 減
当期経常外増減額	0	2,115,736	-2,115,736
税引前当期一般正味財産増減額	-5,612,959	-3,058,420	-2,554,539
当期一般正味財産増減額	-5,612,959	-3,058,420	-2,554,539
一般正味財産期首残高	136,981,872	140,040,292	-3,058,420
一般正味財産期末残高	131,368,913	136,981,872	-5,612,959
Ⅱ 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
Ⅲ 正味財産期末残高	131,368,913	136,981,872	-5,612,959

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

– 59 –

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

THE UNIVERSITY OF CHICAGO

科 目	業務事業会計				その他会計				法人会計		内部取引消去		合 計
	前年度	当年度	小 計	印刷修繕費	労働保険事務組合	広報	体育士人材確保等	その他	小 計	法人受託	法人受託	内部取引消去	
租税公課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	131,677	0	0	131,677
支払負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15,595,500	0	0	15,595,500
会場費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	915,608	0	0	915,608
食糧費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	634,184	0	0	634,184
セメント使用料(管)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	545,648	0	0	545,648
園子外費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,774,220	0	0	2,774,220
地方子外費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,202,285	0	0	1,202,285
委託費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,160,449	0	0	1,160,449
雑費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,244,835	0	0	1,244,835
経費費用計	7,783,180	7,253,927	15,037,107	4,834,255	5,224,458	5,737,217	7,131,223	4,574,505	32,362,155	43,631,365	-761,503	0	90,239,857
経費相消金額(当年度発生増減額)	-6,318,540	-3,215,536	-9,534,076	-1,045,955	1,004,918	551,031	0	-267,987	272,007	3,649,510	0	0	-5,312,959
経費合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,649,510	0	0	0
当年度経費増減額	-6,318,540	-3,215,536	-9,534,076	-1,045,955	1,004,918	551,031	0	-267,987	272,007	3,649,510	0	0	-5,312,959
(1) 経費外収支													
経費外収支	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(2) 経費外費用													
経費外費用計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期経費外増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他会計繰来増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	123,449	0	0	0
他会計へ繰入増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-123,449	-123,449	-123,449	0
他会計への繰出増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
取引前当期一修正増減増減額	-6,318,540	-3,215,536	-9,534,076	-1,045,955	1,004,918	551,031	0	-267,987	272,007	3,649,510	0	0	-5,312,959
当期一修正増減増減増減額	-6,318,540	-3,215,536	-9,534,076	-1,045,955	1,004,918	551,031	0	-267,987	272,007	3,649,510	0	0	-5,312,959
前期一修正増減増減増減額	-72,314,555	-30,160,665	-102,475,220	25,598,504	26,418,309	14,608,520	0	109,997	66,735,239	172,725,862	0	0	136,981,872
一修正増減増減増減増減額	-72,314,555	-30,160,665	-102,475,220	25,598,504	26,418,309	14,608,520	0	109,997	66,735,239	172,725,862	0	0	136,981,872
指定正増減増減増減増減額	-72,314,555	-30,160,665	-102,475,220	25,598,504	26,418,309	14,608,520	0	109,997	66,735,239	172,725,862	0	0	136,981,872
指定正増減増減増減増減増減額	-72,314,555	-30,160,665	-102,475,220	25,598,504	26,418,309	14,608,520	0	109,997	66,735,239	172,725,862	0	0	136,981,872
指定正増減増減増減増減増減増減額	-72,314,555	-30,160,665	-102,475,220	25,598,504	26,418,309	14,608,520	0	109,997	66,735,239	172,725,862	0	0	136,981,872
指定正増減増減増減増減増減増減増減額	-72,314,555	-30,160,665	-102,475,220	25,598,504	26,418,309	14,608,520	0	109,997	66,735,239	172,725,862	0	0	136,981,872
指定正増減増減増減増減増減増減増減増減額	-72,314,555	-30,160,665	-102,475,220	25,598,504	26,418,309	14,608,520	0	109,997	66,735,239	172,725,862	0	0	136,981,872
指定正増減増減増減増減増減増減増減増減増減額	-72,314,555	-30,160,665	-102,475,220	25,598,504	26,418,309	14,608,520	0	109,997	66,735,239	172,725,862	0	0	136,981,872
指定正増減増減増減増減増減増減増減増減増減増減額	-72,314,555	-30,160,665	-102,475,220	25,598,504	26,418,309	14,608,520	0	109,997	66,735,239	172,725,862	0	0	136,981,872
指定正増減増減増減増減増減増減増減増減増減増減増減額	-72,314,555	-30,160,665	-102,475,220	25,598,504	26,418,309	14,608,520	0	109,997	66,735,239	172,725,862	0	0	136,981,872
指定正増減増減増減増減増減増減増減増減増減増減増減増減額	-72,314,555	-30,160,665	-102,475,220	25,598,504	26,418,309	14,608,520	0	109,997	66,735,239	172,725,862	0	0	136,981,872
指定正増減増減増減増減増減増減増減増減増減増減増減増減増減額	-72,314,555	-30,160,665	-102,475,220	25,598,504	26,418,309	14,608,520	0	109,997	66,735,239	172,725,862	0	0	136,981,872
指定正増減増減増減増減増減増減増減増減増減増減増減増減増減増減額	-72,314,555	-30,160,665	-102,475,220	25,598,504	26,418,309	14,608,520	0	109,997	66,735,239	172,725,862	0	0	136,981,872
指定正増減増減増減増減増減増減増減増減増減増減増減増減増減増減増減額	-72,314,555	-30,160,665	-102,475,220	25,598,504	26,418,309	14,608,520	0	109,997	66,735,239	172,725,862	0	0	136,981,872
指定正増減増減増減増減増減増減増減増減増減増減増減増減増減増減増減増減額	-72,314,555	-30,160,665	-102,475,220	25,598,504	26,418,309	14,608,520	0	109,997	66,735,239	172,725,862	0	0	136,981,872
指定正増減増減増減増減増減増減増減増減増減増減増減増減増減増減増減増減増減額	-72,314,555	-30,160,665	-102,475,220	25,598,504	26,418,309	14,608,520	0	109,997	66,735,239	172,725,862	0	0	136,981,872
指定正増減増減増減増減増減増減増減増減増減増減増減増減増減増減増減増減増減増減額	-72,314,555	-30,160,665	-102,475,220	25,598,504	26,418,309	14,608,520	0	109,997	66,735,239	172,725,862	0	0	136,981,872
指定正増減増減増減増減増減増減増減増減増減増減増減増減増減増減増減増減増減増減増減額	-72,314,555	-30,160,665	-102,475,220	25,598,504	26,418,309	14,608,520	0	109,997	66,735,239	172,725,862	0	0	136,981,872
指定正増減額	-72,314,555	-30,160,665	-102,475,220	25,598,504	26,418,309	14,608,520	0	109,997	66,735,239	172,725,862	0	0	136,981,872
指定正増減額	-72,314,555	-30,160,665	-102,475,220	25,598,504	26,418,309	14,608,520	0	109,997	66,735,239	172,725,862	0	0	136,981,872
指定正増減額	-72,314,555	-30,160,665	-102,475,220	25,598,504	26,418,309	14,608,520	0	109,997	66,735,239	172,725,862	0	0	136,981,872
指定正増減額	-72,314,555	-30,160,665	-102,475,220	25,598,504	26,418,309	14,608,520	0	109,997	66,735,239	172,725,862	0	0	136,981,872
指定正増減額	-72,314,555	-30,160,665	-102,475,220	25,598,504	26,418,309	14,608,520	0	109,997	66,735,239	172,725,862	0	0	136,981,872
指定正増減額	-72,314,555	-30,160,665	-102,475,220	25,598,504	26,418,309	14,608,520	0	109,997	66,735,239	172,725,862	0	0	136,981,872
指定正増減額	-72,314,555	-30,160,665	-102,475,220	25,598,504	26,418,309	14,608,520	0	109,997	66,735,239	172,725,862	0	0	136,981,872
指定正増減額	-72,314,555	-30,160,665	-102,475,220	25,598,504	26,418,309	14,608,520	0	109,997	66,735,239	172,725,862	0	0	136,981,872
指定正増減額	-72,314,555	-30,160,665	-102,475,220	25,598,504	26,418,309	14,608,520	0	109,997	66,735,239	172,725,862	0	0	136,981,872
指定正増減額	-72,314,555	-30,160,665	-102,475,220	25,598,504	26,418,309	14,608,520	0	109,997	66,735,239	172,725,862	0	0	136,981,872
指定正増減額	-72,314,555	-30,160,665	-102,475,220	25,598,504	26,418,309	14,608,520	0	109,997	66,735,239	172,725,862	0	0	136,981,872
指定正増減額	-72,314,555	-30,160,665	-102,475,220	25,598,504	26,418,309	14,608,520	0	109,997	66,735,239	172,725,862	0	0	136,981,872
指定正増減額	-72,314,555	-30,160,665	-102,475,220	25,598,504	26,418,309	14,608,520	0	109,997	66,735,239	172,725,862	0	0	136,981,872
指定正増減額	-72,314,555	-30,160,665	-102,475,220	25,598,504	26,418,309	14,608,520	0	109,997	66,735,239	172,725,862	0	0	136,981,872
指定正増減額	-72,314,555	-30,160,665	-102,475,220	25,598,504	26,418,309	14,608,520	0	109,997	66,735,239	172,725,862	0	0	136,981,872
指定正増減額	-72,314,555	-30,160,665	-102,475,220	25,598,504	26,418,309	14,608,520	0	109,997	66,735,239	172,725,862	0	0	136,981,872
指定正増減額	-72,314,555	-30,160,665	-102,475,220	25,598,504	26,418,309	14,608,520	0	109,997	66,735,239	172,725,862	0	0	136,981,872
指定正増減額	-72,314,555	-30,160,665	-102,475,220	25,598,504	26,418,309	14,608,520	0	109,997	66,735,239	172,725,862	0	0	136,981,872
指定正増減額	-72,314,555	-30,160,665	-102,475,220	25,598,504	26,418,309	14,608,520	0	109,997	66,735,239	172,725,862	0	0	136,981,872
指定正増減額	-72,314,555	-30,160,665	-102,475,220	25,598,504	26,418,309	14,608,520	0	109,997	66,735,239	172,725,862	0	0	136,981,872
指定正増減額	-72,314,555	-30,160,665	-102,475,220	25,598,504	26,418,309	14,608,520	0	109,997	66,735,239	172,725,862	0	0	136,981,872
指定正増減額	-72,314,555	-30,160,665	-102,475,220	25,598,504	26,418,309	14,608,520	0	109,997	66,735,239	172,725,862	0	0	136,981,872
指定正増減額	-72,314,555	-30,160,665	-102,475,220	25,598,504	26,418,309	14,608,520	0	109,997	66,735,239	172,725,862	0	0	136,981,872
指定正増減額	-72,314,555	-30,160,665	-102,475,220	25,598,504	26,418,309	14,608,520	0	109,997	66,735,239	172,725,862	0	0	136,981,872
指定正増減額	-72,314,555	-30,160,6											

【報告事項】 ②令和6年度 予算について

令和6年度 収支予算書

一般社団法人 長崎県保育協会

* * *

正味財産当初予算

令和6年4月1日

(単位：千円)

科 目	6年度予算額	5年度補正後予算額	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受取会費	36,700	36,846	-146
正会員受取会費	36,700	36,846	-146
事業収益	31,738	33,930	-2,192
広報収入	4,817	6,379	-1,562
研修参加費	2,200	4,441	-2,241
教材収入	3,348	3,345	3
帳簿収入	0	1	-1
図書斡旋手数料	150	143	7
委託費	9,759	9,759	0
委託事業収入	2,020	1,385	635
事務取扱手数料	6,014	5,210	804
広告料	230	239	-9
販売手数料	100	108	-8
動画配信手数料	400	215	185
食料品販売収益	2,700	2,705	-5
受取補助金等	2,844	3,409	-565
受取民間補助金	200	240	-40
受取国庫助成金	744	744	0
受取地方公共団体助成金	0	400	-400
受取民間助成金	1,900	2,025	-125
受取寄付金	7,200	6,416	784
受取寄付金	7,200	6,416	784
雑収益	2,049	3,515	-1,466
受取利息	234	234	0
雑収益	1,815	3,281	-1,466
経常収益計	80,531	84,116	-3,585
(2) 経常費用			
事業費	38,497	41,240	-2,743
給料手当	9,159	9,338	-179
賞与	2,265	2,036	229
臨時雇賃金	571	575	-4
退職給付費用	527	273	254
福利厚生費	1,779	1,682	97
旅費交通費	4,180	4,391	-211
通信運搬費	2,283	1,992	291
減価償却費	87	92	-5
消耗品費	86	69	17
印刷製本費	6,797	7,020	-223
賃借料	511	445	66
諸謝金	2,550	3,406	-856
租税公課	1,140	1,175	-35
支払負担金	90	93	-3
委託費	715	715	0
会議費	30	877	-847
会場費	1,350	1,874	-524
食糧費	63	588	-525
センター使用料	829	821	8
返還金費用	0	2	-2
食料品販売原価	2,000	1,967	33
雑費	1,485	1,809	-324

正味財産当初予算

令和6年4月1日

(単位：千円)

科 目	6年度予算額	5年度補正後予算額	増 減
管理費	43,174	44,819	-1,645
給料手当	6,190	6,927	-737
賞与	1,951	1,906	45
臨時雇賃金(管)	150	117	33
退職給付費用	451	813	-362
福利厚生費	1,264	1,282	-18
会議費	340	441	-101
旅費交通費	5,150	5,155	-5
通信運搬費	980	1,037	-57
減価償却費	74	85	-11
消耗品費	220	847	-627
印刷製本費	1,616	1,745	-129
賃借料	523	545	-22
諸謝金	100	95	5
租税公課	62	133	-71
支払負担金	15,500	15,507	-7
会場費	580	634	-54
食糧費	500	620	-120
センター使用料(管)	517	551	-34
国予対費	3,500	2,776	724
地方予対費	1,300	1,203	97
委託費	1,150	1,161	-11
雑費	1,056	1,239	-183
経常費用計	81,671	86,059	-4,388
評価損益等調整前当期経常増減額	-1,140	-1,943	803
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	-1,140	-1,943	803
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
他会計振替前当期一般正味財産増減額	-1,140	-1,943	803
税引前当期一般正味財産増減額	-1,140	-1,943	803
当期一般正味財産増減額	-1,140	-1,943	803
一般正味財産期首残高	207,359	209,302	-1,943
一般正味財産期末残高	206,219	207,359	-1,140
Ⅱ 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
Ⅲ 正味財産期末残高	206,219	207,359	-1,140

正味財産予算内訳表

令和6年4月1日

(単位:千円)

科 目	実施事業等会計		その他会計				法人会計		合 計		
	取会研修	委託研修	小 計	印刷物頒布	労働保険料等組合	広報	保育士人材確保等	その他	小 計	法人会計	内部取引消去
I 一般正味財産増減の部											
1. 経常増減の部											
(1) 経常収益											
受取会費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	36,700	0
正会員受取会費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	36,700	0
事業収益	450	4,558	5,008	3,486	6,014	4,817	7,221	5,190	26,730	0	0
広報収入	0	0	0	0	0	4,817	0	0	4,817	0	0
研修参加費	450	0	450	0	0	0	0	1,750	1,750	0	0
教材収入	0	0	0	3,348	0	0	0	0	3,348	0	0
図書輪読手数料	0	0	0	140	0	0	0	10	150	0	0
委託費	0	2,538	2,538	0	0	0	7,221	0	7,221	0	0
委託事業収入	0	2,020	2,020	0	0	0	0	0	0	0	0
事務取扱手数料	0	0	0	0	6,014	0	0	0	6,014	0	0
広告料	0	0	0	0	0	0	0	230	230	0	0
販売手数料	0	0	0	0	0	0	0	100	100	0	0
郵便配信手数料	0	0	0	0	0	0	0	400	400	0	0
食料品販売収益	0	0	0	0	0	0	0	2,700	2,700	0	0
受取補助金等	0	0	0	744	0	0	0	0	744	2,100	0
受取民間補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	200	0
受取国庫補助金	0	0	0	744	0	0	0	0	744	0	0
受取民間助成金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,900	0
受取寄付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7,200	0
雑収益	0	0	0	274	0	0	0	30	304	1,745	0
受取利息	0	0	0	0	0	0	0	0	0	234	0
雑収益	0	0	0	0	0	0	0	30	304	1,511	0
経常収益計	450	4,558	5,008	3,486	7,032	4,817	7,221	5,220	27,778	47,745	0
(2) 経常費用											
経常費用	2,528	7,360	9,888	4,574	6,148	4,779	7,221	5,887	28,609	0	0
給料手当	553	2,298	2,851	307	1,869	920	1,983	1,229	6,308	0	0
賞与	175	725	900	97	589	290	0	389	1,365	0	0
退職給付費用	0	0	0	0	512	29	7	0	571	0	0
福利厚生費	41	167	208	23	136	67	0	93	319	0	0
旅費交通費	114	469	583	63	382	188	310	253	1,196	0	0
通信運搬費	1,224	1,393	2,617	0	3	420	376	764	1,563	0	0
減価償却費	16	87	103	28	1,219	522	260	151	2,180	0	0
消耗品費	7	27	34	4	22	11	0	16	53	0	0
印刷製本費	0	2	2	20	20	34	10	0	84	0	0
賃借料	33	333	366	3,857	548	1,603	351	72	6,431	0	0
諸謝金	31	127	158	17	103	51	114	68	353	0	0
租税公課	90	478	568	0	0	232	1,470	280	1,982	0	0
支払負担金	6	182	188	103	249	183	329	88	952	0	0
委託費	0	0	0	0	90	0	0	0	90	0	0
会議費	0	0	0	0	0	0	715	0	715	0	0
会費	30	0	30	0	0	0	0	0	30	0	0
食糧費	130	817	947	0	70	130	19	184	403	0	0
セクシー一使用料	18	25	43	0	0	6	0	14	20	0	0
食料品販売原価	48	191	239	26	155	77	230	102	590	0	0
雑費	0	0	0	0	0	0	0	2,000	2,000	0	0
雑費	12	39	51	6	181	16	1,047	184	1,434	0	0
管理費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	43,174	0
給料手当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6,190	0
賞与	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,951	0
臨時雇賃金(管)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	150	0
経常費用計	450	4,558	5,008	3,486	7,032	4,817	7,221	5,220	27,778	47,745	0
経常収支計											
(2) 経常費用											
経常費用	2,528	7,360	9,888	4,574	6,148	4,779	7,221	5,887	28,609	0	0
給料手当	553	2,298	2,851	307	1,869	920	1,983	1,229	6,308	0	0
賞与	175	725	900	97	589	290	0	389	1,365	0	0
退職給付費用	0	0	0	0	512	29	7	0	571	0	0
福利厚生費	41	167	208	23	136	67	0	93	319	0	0
旅費交通費	114	469	583	63	382	188	310	253	1,196	0	0
通信運搬費	1,224	1,393	2,617	0	3	420	376	764	1,563	0	0
減価償却費	16	87	103	28	1,219	522	260	151	2,180	0	0
消耗品費	7	27	34	4	22	11	0	16	53	0	0
印刷製本費	0	2	2	20	20	34	10	0	84	0	0
賃借料	33	333	366	3,857	548	1,603	351	72	6,431	0	0
諸謝金	31	127	158	17	103	51	114	68	353	0	0
租税公課	90	478	568	0	0	232	1,470	280	1,982	0	0
支払負担金	6	182	188	103	249	183	329	88	952	0	0
委託費	0	0	0	0	90	0	0	0	90	0	0
会議費	0	0	0	0	0	0	715	0	715	0	0
会費	30	0	30	0	0	0	0	0	30	0	0
食糧費	130	817	947	0	70	130	19	184	403	0	0
セクシー一使用料	18	25	43	0	0	6	0	14	20	0	0
食料品販売原価	48	191	239	26	155	77	230	102	590	0	0
雑費	0	0	0	0	0	0	0	2,000	2,000	0	0
雑費	12	39	51	6	181	16	1,047	184	1,434	0	0
管理費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	43,174	0
給料手当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6,190	0
賞与	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,951	0
臨時雇賃金(管)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	150	0
経常収支計											
(2) 経常費用											
経常費用	2,528	7,360	9,888	4,574	6,148	4,779	7,221	5,887	28,609	0	0
給料手当	553	2,298	2,851	307	1,869	920	1,983	1,229	6,308	0	0
賞与	175	725	900	97	589	290	0	389	1,365	0	0
退職給付費用	0	0	0	0	512	29	7	0	571	0	0
福利厚生費	41	167	208	23	136	67	0	93	319	0	0
旅費交通費	114	469	583	63	382	188	310	253	1,196	0	0
通信運搬費	1,224	1,393	2,617	0	3	420	376	764	1,563	0	0
減価償却費	16	87	103	28	1,219	522	260	151	2,180	0	0
消耗品費	7	27	34	4	22	11	0	16	53	0	0
印刷製本費	0	2	2	20	20	34	10	0	84	0	0
賃借料	33	333	366	3,857	548	1,603	351	72	6,431	0	0
諸謝金	31	127	158	17	103	51	114	68	353	0	0
租税公課	90	478	568	0	0	232	1,470	280	1,982	0	0
支払負担金	6	182	188	103	249	183	329	88	952	0	0
委託費	0	0	0	0	90	0	0	0	90	0	0
会議費	0	0	0	0	0	0	715	0	715	0	0
会費	30	0	30	0	0	0	0	0	30	0	0
食糧費	130	817	947	0	70	130	19	184	403	0	0
セクシー一使用料	18	25	43	0	0	6	0	14	20	0	0
食料品販売原価	48	191	239	26	155	77	230	102	590	0	0
雑費	0	0	0	0	0	0	0	2,000	2,000	0	0
雑費	12	39	51	6	181	16	1,047	184	1,434	0	0
管理費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	43,174	0
給料手当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6,190	0
賞与	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,951	0
臨時雇賃金(管)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	150	0
経常収支計											
(2) 経常費用											
経常費用	2,528	7,360	9,888	4,574	6,148	4,779	7,221	5,887	28,609	0	0
給料手当	553	2,298	2,851	307	1,869	920	1,983	1,229	6,308	0	0
賞与	175	725	900	97	589	290	0	389	1,365	0	0
退職給付費用	0	0	0	0	512	29	7	0	571	0	0
福利厚生費	41	167	208	23	136	67	0	93	319	0	0
旅費交通費	114	469	583	63	382	188	310	253	1,196	0	0
通信運搬費	1,224	1,393	2,617	0	3	420	376	764	1,563	0	0
減価償却費	16	87	103	28	1,219	522	260	151	2,180	0	0
消耗品費	7	27	34	4	22	11	0	16	53	0	0
印刷製本費	0	2	2	20	20	34	10	0	84	0	0
賃借料	33	333	366	3,857	548	1,603	351	72	6,431	0	0
諸謝金	31	127	158	17	103	51	114	68	353	0	0
租税公課	90	478	568	0	0	232	1,470	280	1,982	0	0
支払負担金	6	182	188	103	249	183	329	88	952	0	0
委託費	0	0	0	0	90	0	0	0	90	0	0
会議費	0	0	0	0	0	0	715	0	715	0	0
会費	30	0	30	0	0	0	0	0	30	0	0
食糧費	130	817	947	0	70	130	19	184	403	0	0
セクシー一使用料	18	25	43	0	0	6	0	14	20	0	0
食料品販売原価	48	191	239	26	155	77	230	102	590	0	0
雑費	0	0	0	0	0	0	0	2,000	2,000		

正味財産予算内訳表

令和6年4月1日

(単位：千円)

科 目	実施事業等会計		小 計	その他会計				法人会計	内部取引消去	合 計
	部会研修	委託研修		印刷物頒布	労働保険料組合	広報	保身士人材確保等	法人会計	内部取引消去	
退職給付費用	0	0	0	0	0	0	0	451	0	451
福利厚生費	0	0	0	0	0	0	0	1,264	0	1,264
会議費	0	0	0	0	0	0	0	340	0	340
旅費交通費	0	0	0	0	0	0	0	5,150	0	5,150
通信運搬費	0	0	0	0	0	0	0	980	0	980
減価償却費	0	0	0	0	0	0	0	74	0	74
消耗品費	0	0	0	0	0	0	0	220	0	220
印刷製本費	0	0	0	0	0	0	0	1,616	0	1,616
賃借料	0	0	0	0	0	0	0	523	0	523
諸謝金	0	0	0	0	0	0	0	100	0	100
租税公課	0	0	0	0	0	0	0	62	0	62
支払負担金	0	0	0	0	0	0	0	15,500	0	15,500
会場費	0	0	0	0	0	0	0	580	0	580
食糧費	0	0	0	0	0	0	0	500	0	500
センター使用料(管)	0	0	0	0	0	0	0	517	0	517
国子校費	0	0	0	0	0	0	0	3,500	0	3,500
地方子対費	0	0	0	0	0	0	0	1,300	0	1,300
委託費	0	0	0	0	0	0	0	1,150	0	1,150
雑費	0	0	0	0	0	0	0	1,056	0	1,056
経常費用計	2,528	7,360	9,888	4,574	5,148	4,779	7,221	43,174	0	81,671
評価損益等調整前当期経常増減額	-2,078	-2,802	-4,880	-1,086	884	38	0	4,571	0	-1,140
経常損益合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期経常増減額	-2,078	-2,802	-4,880	-1,086	884	38	0	4,571	0	-1,140
2. 経常外増減の部										
(1) 経常外収益										
経常外収益計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用										
経常外費用計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他会計取寄前当期一般正味財産増減額	-2,078	-2,802	-4,880	-1,086	884	38	0	4,571	0	-1,140
税引前当期一般正味財産増減額	-2,078	-2,802	-4,880	-1,086	884	38	0	4,571	0	-1,140
当期一般正味財産増減額	-2,078	-2,802	-4,880	-1,086	884	38	0	4,571	0	-1,140
一般正味財産増減の部	-1,739	-33,867	-35,106	24,440	27,353	15,614	0	175,387	0	207,359
一般正味財産増減の部	-3,817	-36,169	-39,986	23,354	28,237	15,652	0	179,958	0	206,219
II 指定正味財産増減の部										
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
指定正味財産増減の部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
III 正味財産増減の部	-3,817	-36,169	-39,986	23,354	28,237	15,652	0	179,958	0	206,219

長崎県内市町土木設計積算業務協議会負担金について（概要）

1 負担金名等

長崎県内市町土木設計積算業務協議会負担金

2 目的及び事業（規約【資料 3-3】 第 2 条及び第 3 条）

電子計算機による、土木工事設計積算業務を効率的に行ない、積算業務の円滑な推進を図ることを目的とする。

（所掌事務）

- (1) 積算業務に関する会員相互の連絡調整及び情報交換・収集
- (2) 積算業務に関する調査、改良、研究、研修
- (3) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

3 経緯（長崎県内市町土木設計積算業務第 1 協議会と第 2 協議会の統合について）

長崎県内には従来、土木工事設計用の積算システムが二種存在し、それぞれの市でシステムを選択していた。使用するシステムごとに協議会が設立され、第 1 協議会には 10 市、第 2 協議会には 4 市が加入していた（1 市は課ごとに使用するシステムが異なり、両方の協議会に加入）。

しかしながら、令和 6 年度から第 1 協議会で使用していたシステムがなくなったため、全ての市で第 2 協議会のシステムを使用することとなっている。これに伴い両協議会も統合されている。

令和 5 年度までは、第 1 協議会に 10 市が加入していたため、長崎県市長会事務局では、毎年、第 1 協議会にのみ負担金の調査を行ってきた。令和 5 年度の当該調査では、令和 6 年度は加入する全市の負担金が減額になるとの回答を得ていたが、それ以上の情報はなく、今年度に入って協議会の統合及び負担金の算定方法の変更について明らかになった。

4 負担金の計算方法について

負担金は年会費（加入 27 団体で均等割）と単価データ利用料（単価データ利用契約が必要な 25 団体で均等割）の合計により算出している。

なお、昨年、協議会の統合が決定した後、令和 5 年 9 月 6 日に第 1 及び第 2 協議会の合同臨時総会が開催され、統合後の規約及び令和 6 年度予算（負担金の計算方法を含む）について承認されている。

	令和 5 年度以前	令和 6 年度以降
第 1 協議会	<u>年会費</u> ※1（導入台数割 50%、均等割 50%）＋ <u>単価データ利用料</u> ※2（均等割）＋ <u>データ整備分担費</u> ※3（導入台数割）	<u>年会費</u> （均等割）＋ <u>単価データ利用料</u> （均等割）
第 2 協議会	<u>年会費</u> （均等割）＋ <u>単価データ利用料</u> （均等割）	

※1 年会費：協議会事務局の運営費用（事務委託費用等）

※2 単価データ利用料：積算の基となる経済調査会及び建設物価調査会の調査結果利用料

※3 データ整備分担費：毎年改定される積算基準に合わせて、積算システムを改定する費用

5 令和7年度の負担金見込額（別紙「積算協議会統合前後の各市の負担金一覧」参照）

令和7年度の負担金計算方法は令和6年度から変更はなく、会員市町においては一律の負担額となる。

	(1) 年会費	(2) 単価データ利用料		合計
		ア 経済調査会	イ 建設物価調査会	
会員団体※1	70,000 円	60,940 円	92,290 円	230,000 円
		160,000 円※2		

※1 会員27団体のうち、単価データ利用契約を必要としない2団体は年会費のみの負担

※2 10,000 円未満切り上げ

(1) 年会費

$$\left(\begin{array}{|c|} \hline \text{事務局委託費} \\ \hline 1,600,000 \text{ 円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{事務経費} \\ \hline 217,000 \text{ 円} \\ \hline \end{array} \right) \div \begin{array}{|c|} \hline \text{加入団体数} \\ \hline 27 \text{ 団体} \\ \hline \end{array} \rightleftharpoons \begin{array}{|c|} \hline \text{各団体年会費} \\ \hline 70,000 \text{ 円} \\ \hline \end{array}$$

(1 万円未満切り上げ)

(2) 単価データ利用料

ア 経済調査会

利用データ数 ※※1	×	料金/1点	×	団体割引 ※※2	×	調整係数 ※※3	×	単価改定倍率 ※※4	×	消費税	≡	料金 ※※5
4,333 点		20 円		0.8		0.8		1.0		1.1		60,940 円

イ 建設物価調査会

利用データ数 ※※1	×	料金/1点	×	団体割引 ※※2	×	調整係数 ※※3	×	単価改定倍率 ※※4	×	消費税	≡	料金 ※※5
3,279 点		20 円		0.8		0.8		2.0		1.1		92,290 円

※※1 利用データ数…利用するデータの数、過去6年間の利用データ数実績の傾向から将来値を予測し、見込みを算出

※※2 団体割引…利用団体数に応じた割引、11～50 団体の 0.8 倍を適用

※※3 調整係数…協議会での取りまとめによる割引、業者との協議により 0.8 倍を適用

※※4 単価改定倍率…データの配布回数に応じた適用倍率、経済調査会分は年2回、建設物価調査会分は年12回それぞれデータを配布しているが、業者との協議により経済調査会は 1.0 倍（本来は 2.0 倍）、建設物価調査会は 2.0 倍（本来は 3.0 倍）を適用

※※5 料金…消費税計算前に 100 円未満端数処理

(3) 令和7年度負担金見込額が令和6年度と比べて増となる理由

単価データ利用料の算出基礎となる利用データ数の見込みは、過去6年間の実績から傾向を掴み将来値を予測しているが、建設物価調査会分が令和6年度よりもデータ数が多くなっていることから増となっているもの。なお、最終的な請求額は令和7年5月頃に確定予定。

利用データ数実績及び令和7年度見込み

(単位: 点)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
経済調査会	4,659	4,714	4,705	4,738	4,722	4,726	4,333
建設物価調査会	3,820	3,810	3,787	3,826	3,799	2,396	3,279

【参考資料】

- (1) 長崎県市町土木設計積算業務協議会からの依頼文【資料 3-1】
- (2) 長崎県市町土木設計積算業務第 1 協議会、第 2 協議会の統合について【資料 3-2】
- (3) 長崎県内市町土木設計積算業務協議会規約【資料 3-3】
- (4) 長崎県市町土木設計積算業務協議会 負担金一覧表【資料 3-4】
- (5) 令和 5 年度 長崎県内市町土木設計積算業務第 1 協議会収支決算報告書【資料 3-5】
- (6) 令和 5 年度 長崎県内市町土木設計積算業務第 2 協議会収支決算報告書【資料 3-6】
- (7) 令和 6 年度 予算、年会費【資料 3-7】
- (8) 令和 7 年度 長崎県内市町土木設計積算業務協議会 予算書（案）【資料 3-8】

積算協議会統合前後の各市の負担金一覧

(単位：円)

会員名	令和5年度					令和6年度			令和7年度			増減	
	旧協議会	年会費	データ整備 分担費	単価データ 利用料	合計①	年会費	単価データ 利用料	合計②	年会費	単価データ 利用料	合計③	② - ①	③ - ②
長崎市	第1	255,000	1,175,460	119,900	1,550,360	70,000	133,870	203,870	70,000	160,000	230,000	▲ 1,346,490	26,130
島原市	第1	55,000	105,490	119,900	280,390	70,000	133,870	203,870	70,000	160,000	230,000	▲ 76,520	26,130
諫早市	第1	98,000	331,540	119,900	549,440	70,000	133,870	203,870	70,000	160,000	230,000	▲ 345,570	26,130
大村市	第1	98,000	331,540	119,900	549,440	70,000	133,870	203,870	70,000	160,000	230,000	▲ 345,570	26,130
平戸市	第1	67,000	165,770	119,900	352,670	70,000	133,870	203,870	70,000	160,000	230,000	▲ 148,800	26,130
対馬市	第1	117,000	437,030	119,900	673,930	70,000	133,870	203,870	70,000	160,000	230,000	▲ 470,060	26,130
壱岐市	第1	81,000	241,120	119,900	442,020	70,000	133,870	203,870	70,000	160,000	230,000	▲ 238,150	26,130
五島市	第1	58,000	120,560	119,900	298,460	70,000	133,870	203,870	70,000	160,000	230,000	▲ 94,590	26,130
西海市	第1	89,000	286,330	119,900	495,230	70,000	133,870	203,870	70,000	160,000	230,000	▲ 291,360	26,130
南島原市	第1	53,000	90,420	0	143,420	70,000	133,870	203,870	70,000	160,000	230,000	▲ 134,450	26,130
	第2	75,000	0	119,900	194,900								
佐世保市	第2	75,000	0	119,900	194,900	70,000	133,870	203,870	70,000	160,000	230,000	8,970	26,130
松浦市	第2	75,000	0	119,900	194,900	70,000	133,870	203,870	70,000	160,000	230,000	8,970	26,130
雲仙市	第2	75,000	0	119,900	194,900	70,000	133,870	203,870	70,000	160,000	230,000	8,970	26,130
		1,271,000	3,285,260	1,558,700	6,114,960	910,000	1,740,310	2,650,310	910,000	2,080,000	2,990,000	▲ 3,464,650	339,690

※ 令和5年度の南島原市のデータ使用料は第2協議会分として支払い

長崎県市長会

会長 古 川 隆三郎 様

長崎県内市町土木設計積算業務協議会

会 長 角 文 彦



長崎県内市町土木設計積算業務協議会における負担金について（依頼）

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より、本協議会の運営につきましては格別のご支援とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記の件につきまして、別紙の通り関係書類を提出いたします。大変厳しい財政状況の中ではありますが、長崎県内市町土木設計積算業務協議会における負担金についてご配慮いただきますようよろしくお願い申し上げます。

長崎県内市町土木設計積算業務第1協議会、第2協議会の 統合について

はじめに

長崎県の積算システムが、従前の扇精光ソリューションズ（株）のシステムから、（株）リサーチアンドソリューションのシステムに変更されることに伴い、扇精光ソリューションズ（株）の積算システム事業からの撤退が発表されました。

これに伴い、扇精光ソリューションズ（株）の積算システムを使用している第1協議会各会員においても、新積算システムとして（株）リサーチアンドソリューションへの更新への手続きを始められているところです。

県内市町の積算システムが統一されることに伴い、現在、第1と第2に分かれて運営されている協議会を1つにまとめて運営していくことが最も合理的かつ効率的であると考え、事務局は令和6年度からの同協議会の統合を提案します。

これからどうかわるのか（資料参照）

協議会の役割は規約に「電子計算機利用による、土木工事設計積算業務（以下「積算業務」という。）を効率的に行ない、積算業務の円滑な推進を図る」と明記されており、具体的には「県より歩掛、単価データ」の供与を受け、各会員に配布することと、県が取り扱っていない資材の単価等の調査等です。

これらについては、統合の有無にかかわらず今後も協議会で担っていく事柄です。

ただし、運用にあたっては以下の点が異なります。

データ整備費（第1協議会）の廃止

データ整備費は、年度の歩掛改定に合わせて、積算システムの歩掛データを更新する費用で第1協議会でのみ発生する費用でした。

扇精光ソリューションズ（株）と（株）リサーチアンドソリューションのサービス内容に相違があり、この費用は各会員と（株）リサーチアンドソリューションとの保守契約に含まれることになるため、データ整備費は廃止となります。

県が取り扱わない工種の歩掛改定業務委託（第1協議会）の廃止

土地改良歩掛や上水道歩掛は、県の積算システムに搭載されておらず、第1協議会ではこれらの歩掛の改定業務を委託しておりました。

こちらの費用も、各会員と（株）リサーチアンドソリューションとの契約に含まれるこ

とになるため、廃止となります。

単価データ更新のタイムラグ（第2協議会）の緩和

毎月の単価データの更新は、県積算システムのベンダーである扇精光ソリューションズ（株）を通して協議会がデータを受領し、それを（株）リサーチアンドソリューションに指示してシステム更新を行っていたため、第2協議会ではシステムの単価更新が第1協議会と比べて1週間程度遅くなる傾向にありました。

今後、県も含めて（株）リサーチアンドソリューションになるため、タイムラグが緩和されます。

統合することのメリットデメリット

メリット

事務局費（NERC 委託分）が統合に伴う作業量の減により安価になります。

統一されることによりタイムラグなく、効率的な運用が可能になります。

デメリット

第1協議会では会費等の計算において、積算システムがインストールされた PC の台数に応じて案分計算をしておりましたが、新システムにおいてはライセンスフリー（上限はある）であるため、会費の徴収方法の変更が生じます。会員によっては会費の増額が予想されます。

長崎県内市町土木設計積算業務協議会規約

（名 称）

第1条 本会は、長崎県内市町土木設計積算業務協議会（以下「会」という。）と称する。

（目 的）

第2条 本会は、電子計算機利用による、土木工事設計積算業務（以下「積算業務」という。）を効率的に行い、積算業務の円滑な推進を図ることを目的とする。

（所掌事項）

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- （1）積算業務に関する会員相互の連絡調整及び情報交換・収集
- （2）積算業務に関する調査、改良、研究、研修
- （3）その他、本会の目的を達成するために必要な事業

（会 員）

第4条 本会の会員は、次の各号に掲げる者とする。

- （1）積算業務にあたり、株式会社リサーチアンドソリューションの積算システムを使用する市町および団体
- （2）上記以外の者で本会が認めた者

（役 員）

第5条 本会に、次の役員をおく。

- （1）会 長 1 名
- （2）副会長 1 名
- （3）会計監査 2 名

（役員の選任）

第6条 会長は、会員の互選により選任する。

- 2 副会長は、会長が指名する。
- 3 会計監査は、会員の互選により選任する。

（役員の職務）

第7条 会長は、本会を代表し、会務を統轄する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときその職務を代行する。
- 3 会計監査は、本会の会計を監査する。

（役員の任期）

第8条 役員の任期は、2年とする。但し再任を妨げない。

- 2 役員は、任期満了後も後任者が就任するまで引き続きその職務を行う。

（顧 問）

第9条 本会の目的達成に必要な助言、指導、協力を得るため、本会に顧問をおく。

- 2 顧問は、長崎県土木部建設企画課長及びその指名する職員並びに本会が必要と認めた者に委嘱する。

（会 議）

第10条 本会の運営のため総会を開催する。

2 総会は、年1回以上必要に応じて会長が招集する。

（意見の聴取等）

第11条 本会は、必要があると認めるときは、知識経験のある者又は関係者を会議に出席させ、意見若しくは説明を聞き、又は、資料の提出を求めることができる。

（会 計）

第12条 本会の経費は、年会費、長崎県基本単価データ利用料をもって充て、会長が必要と認めるときは臨時に経費を徴収することができる。

2 年会費及び長崎県基本単価データ利用料は、別に定めるものとする。

3 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（事務局）

第13条 本会の事務局は、公益財団法人長崎県建設技術研究センター内におき、次の事務を委嘱する。

2 事務局は、次の事務を所掌する。

（1）会議の開催に必要な事務

（2）本会の行なう事業に必要な事務

（3）会計事務

（雑 則）

第14条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、別途協議の上定めるものとする。

附 則

1. この規約は、令和6年4月1日から施行する。

長崎県市町土木設計積算業務協議会 負担金一覧表

			令和5年度				令和6年度			差額
	旧協議会	会員名	年会費	データ整備費	データ利用料	負担金合計	年会費	データ利用料	負担金合計	
1	第1	長崎市	¥255,000	¥1,175,460	¥119,900	¥1,550,360	¥70,000	¥133,870	¥203,870	-1,346,490
2	第2	佐世保市	¥75,000	¥0	¥119,900	¥194,900	¥70,000	¥133,870	¥203,870	8,970
3	第1	島原市	¥55,000	¥105,490	¥119,900	¥280,390	¥70,000	¥133,870	¥203,870	-76,520
4	第1	諫早市	¥98,000	¥331,540	¥119,900	¥549,440	¥70,000	¥133,870	¥203,870	-345,570
5	第1	大村市	¥98,000	¥331,540	¥119,900	¥549,440	¥70,000	¥133,870	¥203,870	-345,570
6	第1	平戸市	¥67,000	¥165,770	¥119,900	¥352,670	¥70,000	¥133,870	¥203,870	-148,800
7	第2	松浦市	¥75,000	¥0	¥119,900	¥194,900	¥70,000	¥133,870	¥203,870	8,970
8	第1	対馬市	¥117,000	¥437,030	¥119,900	¥673,930	¥70,000	¥133,870	¥203,870	-470,060
9	第1	壱岐市	¥81,000	¥241,120	¥119,900	¥442,020	¥70,000	¥133,870	¥203,870	-238,150
10	第1	五島市	¥58,000	¥120,560	¥119,900	¥298,460	¥70,000	¥133,870	¥203,870	-94,590
11	第1	西海市	¥89,000	¥286,330	¥119,900	¥495,230	¥70,000	¥133,870	¥203,870	-291,360
12	第2	雲仙市	¥75,000	¥0	¥119,900	¥194,900	¥70,000	¥133,870	¥203,870	8,970
13	第1	南島原市	¥53,000	¥90,420	¥0	¥143,420	¥70,000	¥133,870	¥203,870	-134,450
	第2		¥75,000	¥0	¥119,900	¥194,900				
14	第1	長与町	¥58,000	¥120,560	¥119,900	¥298,460	¥70,000	¥133,870	¥203,870	-94,590
15	第1	時津町	¥64,000	¥150,700	¥119,900	¥334,600	¥70,000	¥133,870	¥203,870	-130,730
16	第1	東彼杵町	¥53,000	¥90,420	¥63,945	¥207,365	¥70,000	¥133,870	¥203,870	-134,450
	第2		¥75,000	¥0	¥55,955	¥130,955				
17	第1	川棚町	¥55,000	¥105,490	¥119,900	¥280,390	¥70,000	¥133,870	¥203,870	-76,520
18	第1	波佐見町	¥44,000	¥45,210	¥119,900	¥209,110	¥70,000	¥133,870	¥203,870	-5,240
19	第1	小値賀町	¥39,000	¥15,070	¥119,900	¥173,970	¥70,000	¥133,870	¥203,870	29,900
20	第2	佐々町	¥75,000	¥0	¥119,900	¥194,900	¥70,000	¥133,870	¥203,870	8,970
21	第1	新上五島町	¥78,000	¥226,050	¥119,900	¥423,950	¥70,000	¥133,870	¥203,870	-220,080
22	第1	長崎県土地開発公社	¥47,000	¥60,280	¥119,900	¥227,180	¥70,000	¥133,870	¥203,870	-23,310
23	第1	長崎県住宅供給公社	¥41,000	¥30,140	¥119,900	¥191,040	¥70,000	¥133,870	¥203,870	12,830
24	第1	長崎県道路公社	¥44,000	¥45,210	¥119,900	¥209,110	¥70,000	¥133,870	¥203,870	-5,240
25	第1	(一社)水産土木建設技術センター	¥50,000	¥75,350	¥119,900	¥245,250	¥70,000	¥133,870	¥203,870	-41,380
26	第1	県央県南広域環境組合	¥39,000	¥15,070	¥0	¥54,070	¥70,000	¥0	¥70,000	15,930
27	第1	(公財)長崎県建設技術研究センター	¥50,000	¥75,350	¥0	¥125,350	¥70,000	¥0	¥70,000	-55,350

※1.第1協議会 年会費について
当該年度5月末までの導入実態により全体額を、導入台数50%、均等割50%として合計に対する百分率の割合により、それぞれの合計額を算出した。合計額は千円単位に切り上げ。

※2.第1協議会 データ整備費について
毎年改定される積算基準に合わせて、協議会会員が使用している積算システムを改定するもの。
R6年度は第1・第2協議会統合により、旧第2協議会の体制（積算システム）に統一された為、データ整備費は発生しない。

※3.単価データ利用料について
NERCは県の積算システムの供与を受けており、県の利用料に含まれるため単価データ利用料は発生しない。
県央県南広域環境組合は、島原市・諫早市・雲仙市・南島原市の組織で構成されているため単価データ利用料は発生しない。

第1協議会

令和5年度 長崎県内市町土木設計積算業務第1協議会 収支決算報告書

(収入の部)

CD	科目	CD	摘要	予算額 A	決算額 B	増減 B-A	備考
20	繰越金	21	繰越金	215,945	215,945	0	R4年度より
20		999	計	215,945	215,945	0	
10	会費	11	年会費	1,633,000	1,633,000	0	R5年度23団体
10		13	単価データ利用料	2,342,045	2,342,045	0	土木設計積算単価データ利用料
10		14	データ整備分担費	2,880,000	4,340,160	1,460,160	全会員分15,070円×288台
10		999	計	6,855,045	8,315,205	1,460,160	
40	雑収入	41	預金利息	2,500	28	-2,472	
40		999	計	2,500	28	-2,472	
収入計				7,073,490	8,531,178	1,457,688	

(支出の部)

CD	科目	CD	摘要	予算額 A	決算額 B	増減 A-B	備考
190	単価データ利用料	190	単価データ調査費	2,342,045	2,342,045	0	経済調査会、建設物価調査会
190		999	計	2,342,045	2,342,045	0	
200	施設費	201	機器導入費	0	0	0	
200		211	機器リース料	0	0	0	
200		222	回線接続料	0	0	0	
200		223	回線利用料	0	0	0	
200		225	ASP利用料	0	0	0	
200		999	計	0	0	0	
300	委託費	171	事務局人件費	1,775,400	1,775,400	0	NERC委託費*79%
300		14	データ整備分担費	2,880,000	4,340,160	-1,460,160	
300		999	計	4,655,400	6,115,560	-1,460,160	
170	事務経費	111	会場費	30,000	9,432	20,568	会場借上料
170		112	印刷製本費	5,000	0	5,000	コピー代
170		113	食糧費	1,000	0	1,000	会議御茶代
170		124	各種通達印刷費	1,000	770	230	残高証明書等
170		131	送付用電子媒体費	5,000	0	5,000	CDR、MO、FD等
170		132	消耗品費	5,000	0	5,000	発送用封筒、コピー用紙等
170		141	切手代	15,000	3,926	11,074	文書発送等
170		143	送料	10,000	1,925	8,075	宅配便、振込手数料等
170		999	計	72,000	16,053	55,947	
180	予備費	181	予備費	4,045	0	4,045	
180		999	計	4,045	0	4,045	
支出計				7,073,490	8,473,658	-1,400,168	
残 額				0	57,520		収入計-支出計=残額

上記の各会計の決算については、現金出納簿を関係証票と照合し、差引残高については十八親和銀行大村中央支店諏訪出張所発行の4月1日付の残高証明書と照合し確認した。

その結果、各会計の決算は正規に作成されており、その執行状況も適正であると認められた。

2024年 5月 21日

会計監査

薩摩憲治



2024年 5月 21日

会計監査

溝口徹



長崎県内市町土木設計積算業務協議会
会 長 角 文彦

第2協議会

令和5年度 長崎県内市町土木設計積算業務第2協議会 収支決算報告書

(収入の部)

CD	科目	CD	摘要	予算額 A	決算額 B	増減 B-A	備考
20	繰越金	21	繰越金	27,153	27,153	0	令和4年度より
20		999	計	27,153	27,153	0	
10	会費	11	年会費	450,000	450,000	0	6団体(75,000円/団体)
10		13	単価ﾎﾞｰﾀ利用料	655,455	655,455	0	土木設計積算単価ﾎﾞｰﾀ利用料
10		999	計	1,105,455	1,105,455	0	
40	雑収入	41	預金利息	100	4	-96	
40		999	計	100	4	-96	
収入計				1,132,708	1,132,612	-96	

(支出の部)

CD	科目	CD	摘要	予算額 A	決算額 B	増減 A-B	備考
190	単価ﾎﾞｰﾀ利用料	190	単価ﾎﾞｰﾀ調査費	655,455	655,455	0	経済調査会、建設物価調査会
190		999	計	655,455	655,455	0	
300	委託費	171	事務局人件費	463,100	463,100	0	事務局人件費、NERCサーバ利用料
300		999	計	463,100	463,100	0	
170	事務経費	111	会場費	8,000	6,297	1,703	会場借上料
170		112	印刷製本費	0	0	0	ｺﾋﾞｰ代
170		113	食糧費	0	0	0	
170		114	講師謝礼金	0	0	0	
170		151	旅費交通費	0	0	0	
170		122	図書費(管理)	0	0	0	
170		124	各種通達印刷費	1,000	770	230	残高証明書発行手数料
170		131	送付用電子媒体費	0	0	0	
170		132	消耗品費	0	0	0	
170		133	備品費	0	0	0	
170		141	切手代	2,000	514	1,486	文書発送
170		143	送料	2,500	1,375	1,125	振込手数料
170		999	計	13,500	8,956	4,544	
180	予備費	181	予備費	653	0	653	
180		999	計	653	0	653	
支出計				1,132,708	1,127,511	5,197	
残 額				0	5,101		収入計-支出計=残額

上記の各会計の決算については、現金出納簿を関係証票と照合し、差引残高については十八親和銀行大村中央支店諏訪出張所発行の4月1日付の残高証明書と照合し確認した。

その結果、各会計の決算は正規に作成されており、その執行状況も適正であると認められた。

2024年 5月 20日

会計監査

迎 正伸 

2024年 5月 20日

会計監査

山口 力也 

長崎県内市町土木設計積算業務協議会
会長 角 文彦

資料3-7

令和6年度 予算、年会費

(1) 収支予算書

(収入の部)								
CD	科目	CD	摘要	R6予算額 (R5.9予測)A	R6予算額 (案) B	増減 (B-A)	備考	
20	繰越金	21	繰越金	0	62,621	62,621	令和5年度（旧組織）より	
20		999	計	0	62,621	62,621		
10	会費	11	年会費	1,890,000	1,890,000	0	27団体(70,000円/団体)	
10		13	単価データ利用料	3,750,000	3,346,750	-403,250		土木設計積算単価データ利用料
10			データ整備費（第1）					
10		999	計	5,640,000	5,236,750	-403,250		
40	雑収入	41	預金利息	500	500	0		
40		999	計	500	500	0		
収入計				5,640,500	5,299,871	-340,629		

(支出の部)							
CD	科目	CD	摘要	R6予算額 (R5.9予測)A	R6予算額 (案) B	増減 (B-A)	備考
190	単価データ利用料	13	単価データ利用料	3,750,000	3,346,750	-403,250	経済調査会、建設物価調査会
190		999	計	3,750,000	3,346,750	-403,250	
300	委託費	171	事務局運営費	1,497,100	1,512,500	15,400	事務局人件費、NERCデータベース利用料
			データ整備費（第1）				
300		999	計	1,497,100	1,512,500	15,400	
200	施設費	225	配信機器料			0	
200		999	計	0	0	0	
170	事務局費	111	会議費	50,000	50,000	0	会場借上料
170		112	印刷製本費	60,000	60,000	0	コピー代
170		113	食糧費	0	0	0	
170		114	講師謝礼金	0	0	0	
170		151	旅費交通費	0	0	0	
170		122	図書費(管理)	0	0	0	
170		124	各種通達印刷費	1,000	2,000	1,000	残高証明書発行手数料
170		131	送付用電子媒体費	5,000	5,000	0	CDR、DVD
170		132	消耗品費	30,000	30,000	0	
170		133	備品費	10,000	10,000	0	
170	141	切手代	30,000	30,000	0	文書発送	
170	143	送料	30,000	30,000	0	宅配便、振込手数料	
170		999	計	216,000	217,000	1,000	
180	予備費	181	予備費	177,400	223,621	46,221	
180		999	計	177,400	223,621	46,221	
支出計				5,640,500	5,299,871	-340,629	
残 額				0	0		収入計-支出計=残額

○令和6年度予算書(予測)(R5.9月)からの主な修正点

- ・令和5年度第1・第2の決算額が確定したため繰越金を修正。
- ・単価データ利用料についてはデータ利用点数の増減により価格修正。

(2) 単価データ利用料

令和6年度 土木設計積算単価データ利用料 一覧表

令和6年5月

	市郡	市町名・団体名	金額
1	市	長崎市	¥133,870
2		佐世保市	¥133,870
3		島原市	¥133,870
4		諫早市	¥133,870
5		大村市	¥133,870
6		平戸市	¥133,870
7		松浦市	¥133,870
8		対馬市	¥133,870
9		壱岐市	¥133,870
10		五島市	¥133,870
11		西海市	¥133,870
12		雲仙市	¥133,870
13		南島原市	¥133,870
14	西彼杵郡	長与町	¥133,870
15		時津町	¥133,870
16	東彼杵郡	東彼杵町	¥133,870
17		川棚町	¥133,870
18		波佐見町	¥133,870
19	北松浦郡	小値賀町	¥133,870
20		佐々町	¥133,870
21	南松浦郡	新上五島町	¥133,870
22	団体	長崎県土地開発公社	¥133,870
23		長崎県住宅供給公社	¥133,870
24		長崎県道路公社	¥133,870
25		(一社) 水産土木建設技術センター	¥133,870
		合 計	¥3,346,750

《単価データ利用料詳細》

	一団体当りの利用料金	団体数	合 計
一般財団法人 経済調査会	¥66,440	25団体	¥1,661,000
一般財団法人 建設物価調査会	¥67,430		¥1,685,750
合 計	¥133,870		¥3,346,750

令和6年度単価データ利用料金

単価データ利用料金計算書

		一般財団法人 経済調査会		一般財団法人 建設物価調査会		備考
		上期	下期	上期	下期	
利用 点数	データ利用点数	2,755 点	1,971 点	2,396 点		
	計	4,726 点		2,396 点		
利用 料金	データ利用料金	94,520	円	47,920	円	20 円/点
	団体数割引	75,616	円	38,336	円	0.8 (25団体)
	単価改定倍率		円	76,672	円	2.0 倍
	取りまとめ割引	60,493	円	61,338	円	0.8 事務局とりまとめ
	端数処理後の金額	60,400	円	61,300	円	
	消費税(10%)	6,040	円	6,130	円	
	計	66,440	円	67,430	円	
	小計	66,440	円	67,430	円	
	合計	133,870				円

事務局取り扱い料金

	一般財団法人 経済調査会	一般財団法人 建設物価調査会	備考
見積金額	1,661,000	円	1,685,750
総額	3,346,750		円

資料3-8

令和7年度 長崎県内市町土木設計積算業務協議会 予算書(案)【予測】

R6.9作成

(収入の部)

CD	科目	CD	摘要	R6予算額	R6決算 (見込)	R7予算額 (予測)	増減	備考
20	繰越金	21	繰越金	62,621	62,621	223,221	160,600	令和6年度より
20		999	計	62,621	62,621	223,221	160,600	
10	会費	11	年会費	1,890,000	1,890,000	1,890,000	0	27団体(70,000円/団体)
10		13	単価ﾎﾞｰｸ利用料	3,346,750	3,346,750	4,000,000	653,250	土木設計積算単価ﾎﾞｰｸ利用料
10								
10		999	計	5,236,750	5,236,750	5,890,000	653,250	
40	雑収入	41	預金利息	500	100	500	0	
40		999	計	500	100	500	0	
収入計				5,299,871	5,299,471	6,113,721	813,850	

(支出の部)

CD	科目	CD	摘要	R6予算額	R6決算 (見込)	R7予算額 (予測)	増減	備考
190	単価ﾎﾞｰｸ利用料	13	単価ﾎﾞｰｸ利用料	3,346,750	3,346,750	4,000,000	653,250	経済調査会、建設物価調査会
190		999	計	3,346,750	3,346,750	4,000,000	653,250	
300	委託費	171	事務局運営費	1,512,500	1,512,500	1,600,000	87,500	事務局人件費、NERCﾎﾞｰｸ利用料
300								
300		999	計	1,512,500	1,512,500	1,600,000	87,500	
200	施設費	225	配信機器料	0	0		0	
200		999	計	0	0	0	0	
170	事務局費	111	会議費	50,000	50,000	50,000	0	会場借上料
170		112	印刷製本費	60,000	60,000	60,000	0	ｺﾋﾞｰﾃﾞ
170		113	食糧費	0	0	0	0	
170		114	講師謝礼金	0	0	0	0	
170		151	旅費交通費	0	0	0	0	
170		122	図書費(管理)	0	0	0	0	
170		124	各種通達印刷費	2,000	2,000	2,000	0	残高証明書発行手数料
170		131	送付用電子媒体費	5,000	5,000	5,000	0	CDR、DVD
170		132	消耗品費	30,000	30,000	30,000	0	
170		133	備品費	10,000	10,000	10,000	0	
170		141	切手代	30,000	30,000	30,000	0	文書発送
170		143	送料	30,000	30,000	30,000	0	宅配便、振込手数料
170		999	計	217,000	217,000	217,000	0	
180	予備費	181	予備費	223,621	0	296,721	73,100	
180		999	計	223,621	0	296,721	73,100	
支出計				5,299,871	5,076,250	6,113,721	813,850	
残 額				0	223,221	0		収入計-支出計=残額

2 協議事項

* * *

(1) 軽自動車税納税証明書の
有効期限の延長について

令和 6 年〇月〇日

〇〇殿

一般
社団法人 長崎県自動車整備振興会

会 長 川 上 清 記

自動車税に係る納税証明期間の延長に 関する要望

自動車整備事業者は、長崎県の安全安心な交通社会の基盤を支えるべく日々努力を重ねており、さらに、車検制度を活かして自動車ユーザーの皆様に適正な納税を働きかけております。

さて、自動車税の納税期限は 5 月 31 日までと定められており、納税証明書の有効期限は翌年 6 月 1 日までとされています。自動車税納付確認システムの運用が開始され、車検時の納税証明書の提示が不要となり整備事業者にとって一定の利便性が高められたところではありますが、納税の方法は金融機関での振り込みのほか、コンビニやペイペイなどを活用した納付など多種多様となっています。

納税事実を確認するための自動車税納付確認システムについては、様々な方法による納税事実のデータを集約、反映させる

ために 10 日間前後のタイムラグが生じており、5 月末又は 6 月初旬に車検更新手続きを行う場合、納税確認がシステム上出来ないケースが多発しており、円滑な車検更新に多大な支障を生じさせております。

自動車税が適正に納付されているにも拘わらず、システム上のタイムラグの問題で車検更新が実行されず、自動車ユーザーの皆様にも不利益を生じさせていることは、自動車社会の大きな問題であり、自動車税の納税証明書の期限を『翌年 6 月末』まで延長いただくことで、タイムラグに起因する不利益を解消できるものと考えるところです。

既に県内の一部の自治体では、首長の裁量の範囲内の行為として 6 月末までの延長を実行いただいているところであり、貴自治体においても前向きにご検討いただき、速やかに自動車税納税証明書の期間延長を実行いただきますよう要望いたします。

以上

～長崎県の現状～

- ★ 整備事業者は長崎県の安全安心な交通社会の基盤を支えていると自負
- ★ 都市部に比して公共交通環境が脆弱な離島などの地域ではマイカーによる移動手段は必要不可欠 ～災害時には生命にもかかわる～

【令和5年度の実情】

- ★ 5年度の軽自動車車検更新台数約24万3500台の内、5月と6月の更新台数は約5万300台と月平均台数のプラス1万台の実績
- ★ 5月と6月の約5万台の10%以上が「納税確認とれず」の事情による車検更新遅延となっている ※軽自動車検査協会長崎事務所調べ

市長名で発行される「納税証明書」

の有効期間を現状の6月1日から「6月30日」への延長を！！

～市民の利便性向上を図るため～

～問題点～

- ★ 令和5年4月からスタートした「自動車税納税確認システム」では、データの集約に一定の時間を要し、納税しているにもかかわらず確認までに最大4週間のタイムラグが生じている

～口座引き落としからコンビニ、ペイペイなど納税方法の多様化が背景事情～

- ★ 整備事業者はユーザーに対して、納税確認に要する時間を考慮して車検更新手続きを行うよう教示しているが、期間ぎりぎりでの整備工場への依頼が大多数を占めている実情

- ★ 国交省は納税確認までのタイムラグをホームページやチラシ、ポスター等の媒体で広報しているが周知には限界が…

市町村コード422134 01810-3-96019 雲仙市会計管理者	市町村コード422134 01810-3-96019 雲仙市会計管理者
令和6年度軽自動車税 (種別割)納税通知書兼領収書	令和6年度軽自動車税 (種別割)継続検査用納税証明書
通知書番号 0000103608	通知書番号 0000103608
標識番号 長崎	標識番号 長崎
初度検査年月 平成17年 6月	上記のとおり証明します。
税額 12,900 円	継続検査(車検)申請の際は、この領収証書を納税証明書としてお使いください。ただし領収日付印が無いもの、または有効期限が「*」のものは、納税証明書として使用できません。
延滞金 円	
合計 円	
納期限 令和6年 5月31日	有効期限 令和7年 6月1日
※重課対象	
令和6年 5月10日 長崎県雲仙市長 金澤秀三郎	令和6年 5月10日 長崎県雲仙市長 金澤秀三郎
上記のとおり領収しました。	車検証と一緒に保管してください。
領収日付印 072146 24.5.26 ローソン銀行 時越町店	領収日付印 072146 24.5.26 ローソン銀行 時越町店
(収入印紙不要)	(納税者保管)
お問合せ窓口は裏面に記載 収納代行CNS (納税者保管)	

(軽自動車)

自動車税種別割納税証明書
(継続検査・構造等変更検査用)

下記の自動車に係る自動車税種別割の額を、領収印の額と照合し、納税が完了していることを証明します。

長崎県
五島振興局 長



登録番号	
車台番号	
この証明書の有効期限	令和7年6月1日

次のものは無効です。

- 1 登録番号、有効期限の欄等が*印で表示、又は訂正されているもの。
- 2 収納機関等の領収日付印のないもの。
- 3 有効期限を経過したもの。

この証明書は、右の領収年月日が令和6年5月31日までのものに限り、上記有効期限まで使用できます。

領収日付印
出納印 3
6. 5. 24
十八親和銀行 新上五島

(納税者保管) 収入印紙不要

(普通自動車)

軽自動車税納税証明書の有効期限の延長への対応状況一覧

質問 回答市	Q1	Q2	Q3
	現在、軽自動車税の納税証明書の有効期限はいつまでとされていますか。	有効期限を5月末までとしている市にお尋ねします。今後、有効期限を延長する予定がありますか。	Q2で「はい」と回答している場合、延長対応を始める時期はいつからですか。また、有効期限はいつまでですか。
長崎市	納期限(5月末)の前日	いいえ	
佐世保市	翌年度納期限の前日までとしています。	いいえ	現在延長の有無を含め検討を行っております。そのためQ2では「いいえ」と回答しています。
島原市	納期限の前日まで	いいえ	
諫早市	証明書の交付後、最初に到来する納期限の前日(通常5月30日)	いいえ	
大村市	翌年度の納期限の前日	いいえ	
平戸市	総務省通知(平成22年3月30日付け総税市第17号)により納期限の前日として運用しております。	いいえ	
松浦市	翌年度納期限の前日	いいえ	
対馬市	翌年5月末	はい	開始時期: 令和7年度から 有効期限: 翌年6月末日
壱岐市	6月末		
五島市	翌年度の5月末	検討中	
西海市	次の年の納付期限日の前日(5月末日の前日)	はい	令和7年度から有効期限6月末 ※ただし、他市の動向をみながら検討したい。
雲仙市	法定納期限(例年5月31日)から起算して1年を経過する日	はい	納付の方法(納付書や口座振替等)による市民の不利益を失くすため、車検用納税証明書の有効期限を延長することは、有効な方法と考えます。ただし、市町ごとに取り扱いが異なると、自動車整備業者の混乱を招く恐れがあることから、少なくとも近隣自治体で足並みを揃えて実施することが望ましいと考えますので、延長対応を始める時期等の詳細なことについては、近隣自治体の状況によるものと考えます。
南島原市	5月末	いいえ	

* * *

(2) 各市からの提出議題について

No.	提出市	議題
①	平戸市	管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）による高年齢職員の配置について
②	佐世保市	子ども福祉医療制度について

※提案理由については、別紙参照

* * *

第 7 3 回長崎県副市長会議提出議題

(提案市 平戸市)

(議 題)

管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）による高年齢職員の配置について

(現状・問題点)

管理監督職勤務上限年齢制により 60 歳到達した管理職については、本市では翌年度 4 月 1 日に係長級に役降りをを行っている。

令和 6 年度において市長部局では 1 名役降りを行っており、それまでの経験から契約担当部署に配置している。今後、本市では役降りする職員が多くなると見込まれ、各市での人材起用や配置の考え方などを参考にしたい。

(提案理由)

60 歳超の職員の新たな職場として、それまでに培ったスキルなどを十分に活用することを念頭に考慮した際、各市での運用や考え方などを参考にさせていただき、次年度以降の職員配置に活かしていきたいため。

* * *

管理監督職勤務上限年齢制(役職定年制)による高年齢職員の配置についての調査結果一覧

【R6年11月長崎県市長会調べ】															
No	質問事項		長崎市	佐世保市	島原市	諫早市	大村市	平戸市	松浦市	対馬市	壱岐市	五島市	西海市	雲仙市	南島原市
Q1	令和6年3月31日時点で新たに60歳に到達した職員の状況を右の表に入力してください	退職	12	5	2	2	3	2		1	7	4		3	3
		再任用	10		1	1	2	1	1		1			1	2
		役職定年後降任	19	22	3	21	4	2	1	8	2	3	3	1	8
		留任	27	19		1			2			2	2	1	
		その他										1			1
		計	68	46	6	25	9	5	4	9	10	10	5	6	14
Q2	Q1のうち令和5年度(令和6年3月31日時点)の役職定年者は何人ですか		26	23	6	23	7	2	2	9	10	6	3	4	13
Q3	役職定年者の降任後の役職が定められている場合は、職名を入力してください		上席専門官	専門官	主幹 (課長補佐級)	専門官	課長補佐級	係長	課長補佐級以下	副参事	課長補佐	参事	副参事以下	参事	参事
Q4	行政職の役職定年者の配置についての考え方を定めていますか		はい	はい	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	はい	いいえ	いいえ	いいえ
Q5	Q4で「はい」と回答した場合、配置の考え方の具体例を入力してください。		・60歳以前に培ってきた知識・経験・技術等を踏まえ、高度な専門知識を活かし、担当事務を処理できる部署へ上席専門官として配置する。なお、特定の業務や分野に限らず、各職員の職務の熟練度を勘案して配置を行う。 ・正規職員の定数内で配置する。 ・60歳到達年度以降の配置転換は、60歳以下と同様に人事異動の発令により行う。	課長補佐職以上での退職者については、定年延長開始以前では、会計年度任用職員(市OB枠)として、コミュニティセンター長などの職に任用していたことから、定年延長後についても、基本的には、これまでの市OBの会計年度任用職員のポストに専門官を配置している。また、技術職等で欠員が生じる場所にも、例外的に専門官を配置している。								・「60歳に達する日以後の勤務意向調査」の際に、あわせて配置希望調査を実施しており、希望先・希望理由を考慮したうえで配置を検討しています。			
Q6	Q4で「いいえ」と回答した場合、令和6年4月に配置した部署、及びその配置理由を入力してください。				・水道課(本人の職務経験及び全体の組織体制により配置) ・税務課(本人の職務経験及び全体の組織体制により配置) ・道路課(本人の職務経験及び全体の組織体制により配置)	総務課、ふるさと納税推進室、契約管財課、資産税課、債権管理課、地域福祉課、保護課、地域振興課、環境政策課、農業振興課、有害鳥獣対策課、多良見支所ほか職務経験を活かせる職場に配置	・出張所長(3名) ・地区公民館長(1名) これまで部課長級職員を再任用後に配置しているポジション。 出張所長は、地域住民と密接に関わる業務が多いことから、管理職の経験を活かしてもらうために管理職経験者を配置している。	・財政課契約管財班の係長として配置:職務経験上、契約や入札に携わる期間が長く、同業務の後進指導にも期待できるため。 ・図書館の副館長(係長相当職)として配置:図書司書資格を有し、図書館長としての勤務経験もあったため。	○所属:健康ほけん課 補職名:参事 ・役職定年を迎えた部署であり、抱えていた課題解決に引き続き取り組んでもらうため。 ・後進育成のため。	個人面談を実施し、本人の意向や職務経験を考慮して下記部署へ配置。 ・市民課 ・行政サービスセンター ・生涯学習センター(教育委員会)	・建設課課長補佐として配置:職務経験上、建設業務に携わる期間が長く、同業務の後進指導にも期待できるため。 ・市民福祉課課長補佐(壱岐障害者地域活動支援センター)として配置:精神保健福祉士の資格を有し、障害者地域活動支援センターの勤務経験もあったため。		・3名とも総合支所の副参事として配置:うち1名は離島出身ということもあり地域への貢献にも期待できるため離島出張所に配置。ほか2名は、総合支所長としての経験を生かし、後進指導にも期待できるため、総合支所総合窓口班に配置。	・これまでの経験や資格の状況を勘案し配置した。	●対象者と面談し、本人の意向を尊重し、かつ短期間での異動とならないよう配置することを目指している。 ・世界遺産推進室世界遺産推進班の参事として配置:職務経験上、世界遺産に携わる業務の勤務経験があったため ・市民課戸籍班の参事として配置:戸籍業務の勤務経験もあり、また、監督職員の指導にも期待できるため。 ・上下水道課維持管理班の参事として配置:職務経験上、上下水道に携わる期間が長く、同業務の後進指導にも期待できるため。 ・健康づくり課健康保険班の参事として配置:職務経験上、国保・年金産に携わる業務の勤務経験があったため ・税務課税制徴収班の参事として配置:税務業務の勤務経験もあり、同業務の後進指導にも期待できるため。 ・上下水道課下水道班の参事として配置:職務経験上、下水道に携わる業務の勤務経験があったため ・都市計画課住宅班の参事として配置:職務経験上、事業に携わる業務の勤務経験があったため ・水道総務課水道総務班の参事として配置:職務経験上、企画立案に携わる期間が長く、料金改定の推進及び後進指導にも期待できるため。
Q7	行政職以外(技術職)の技師、保健師などの役職定年者の配置についての考え方を定めていますか		はい	はい	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	はい	いいえ	いいえ	いいえ
Q8	Q7で「はい」と回答した場合、配置の考え方の具体例を入力してください。		Q5と同様	Q5と同じ								・保健師等は、専門職として採用されこれまで業務に従事していることから、役職定年後も引き続き保健師等への配置を行います。			

* * *

第 7 3 回長崎県副市長会議提出議題

(提案市 佐世保市)

(議 題)

子ども福祉医療制度について

(現状・問題点)

各都道府県の要綱等に基づき実施している子ども福祉医療費制度は、自治体間で対象年齢や助成額にばらつきがある。

この制度は少子化対策として、子どもを安心して生み育てられる社会づくりのために不可欠な制度として全国的に定着しているが、住んでいる自治体によって制度格差が生じているのが現状であり、県内各市町間においても制度格差が生じている。

(提案理由)

現在、全国一律の制度として創設するよう国へ働きかけを行って頂いているが、県内各市町においても、自治体間で制度格差が生じている状況にあることから、全国一律の制度として創設されるまでの間、県内の福祉医療費制度の確立が必要と考えます。

そこで、県に対し、県内全市町が財政的な面において持続可能な制度設計となるよう、各市町単独で実施している小・中学生の医療費について、高校生世代も含め未就学児やひとり親と同様にすべての年代において支給方法にかかわらず 1/2 の助成を行うことを提案します。

なお、県による 1/2 助成が制度化されるまでの間は、高校生世代への医療費助成については、市民や市民を代表する市議会からも現物給付化を要望されていることから、現物給付移行後についても償還払いと同様に 10/10 助成を行うことを重ねて提案します。

* * *

子ども医療費助成制度実施状況

R6.7現在

市町名	自己負担		助成方法			高校生世代への 助成事業開始時期	
	800円/日 上限1,600円	その他	小学生	中学生	高校生世代	制度 開始時期	助成 対象月
長崎市	○		現物給付		償還払	R5.10	R5.4
佐世保市	○		現物給付		償還払	R5.10	R5.4
島原市	○		現物給付		償還払	R5.6	R5.4
諫早市	○		現物給付		償還払	R5.10	R5.4
大村市	○		現物給付		自動償還払	R5.5	R5.4
平戸市	○		現物給付		償還払	R5.5	R5.4
松浦市	○		現物給付		償還払	—	—
対馬市	○		現物給付		償還払	R5.8	R5.4
壱岐市	○		償還払			R5.5	R5.4
五島市	○	3歳未満児 までなし	償還払			—	—
西海市	○	3歳未満児 までなし	現物給付			—	—
雲仙市	○		現物給付		償還払 (R7.1から現 物給付)	R5.8	R5.4
南島原市	○		現物給付		償還払	—	—
長与町	○		現物給付		償還払	R5.10	R5.4
時津町	○		現物給付			R5.5	R5.4
東彼杵町	○		現物給付			—	—
川棚町	×	※注1	償還払			—	—
波佐見町	○		現物給付			—	—
小値賀町	○		償還払			—	—
佐々町	○		現物給付			—	—
新上五島町	○	中学生まで なし	償還払			R5.5	R5.4

注1：18才以下は自己負担額を控除せず償還払いで支給、乳幼児については、窓口で支払った自己負担分を年1回支払

※現物給付の対象地域は、各市町（及びその周辺市町）に限られる
※上記表中「—」は、県制度開始以前から高校生世代まで助成していた市町

現物給付	16	16	5
償還払	5	5	16

* * *

3 そ の 他

* * *

長崎県市長会に係る会議開催予定等

区分 年度	市長会議				副市長会議				主管課長会議			
	春季(4月)		秋季(8月)		夏季(7・8月)		冬季(11月)		夏季(7月)	負担金(8・9月)	秋季(10月)	春季(3月)
	回数	開催地	回数	開催地	回数	開催地	回数	開催地	開催地	開催地	開催地	開催地
令和4年度	130	対馬市	131	壱岐市	68 -	大村市	69 (96)	平戸市	南島原市	WEB会議	長崎市	WEB会議
令和5年度	132	五島市	133	平戸市	70 -	松浦市	71 (97)	対馬市 (WEB会議)	佐世保市	WEB会議	島原市	WEB会議
令和6年度	134	西海市	135	雲仙市	72 -	対馬市	73 (98)	壱岐市	諫早市	WEB会議	大村市	WEB会議 対面(長崎市内)
令和7年度	136	南島原市	137	長崎市 島原市	74 -	五島市	75 (99)	西海市	平戸市	WEB会議	松浦市	対面(長崎市内)
令和8年度	138	佐世保市	139	島原市 長崎市	76 -	雲仙市	77 (100)	南島原市	対馬市	WEB会議	壱岐市	対面(長崎市内)